

会議録

令和3年3月10日(木)
場 所 3階 第1研修室

会議名：第4回令和3年度予算等審査特別委員会

出席委員：平野委員長、廣瀬副委員長、手塚委員、東出委員、吉田委員、安齋委員
新井田委員、相澤委員、竹田委員

欠席委員：なし

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前9時30分～午後5時47分
事務局 加藤、塚

開 会

1.委員長挨拶

平野委員長 定刻を過ぎましたので、これより3月9日に引き続き、第4回令和3年度木古内町予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名でございます。相澤委員より若干の遅刻がございますとお話がありました。

木古内町議会委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

本日の審査につきましては、次第配付のとおり、税務課からのスタートでございます。

2.審査事項

(1)税務課

平野委員長 税務課の皆さん、おはようございます。ご苦労様です。

早速、概要を含め、予算の説明について、幅崎課長よりお願いいたします。

幅崎課長。

幅崎税務課長 それでは、税務課分について、まず歳出のほうから説明いたします。

予算書、50ページをお開き願います。

2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費について説明いたします。

1節 報酬から13節 使用料及び賃借料までは、固定資産評価審査委員会委員報酬、職員の普通旅費、法規追録費、納税組合の集金時の現金取扱いに係る保険料、国税連携に関連する専用回線使用料などの予算で、概ね前年度と同額となっております。

18節 負担金補助及び交付金につきましては、若干減額となっておりますが、主な要因は納税組合補助金の組合員の減によるものです。

2目 賦課徴収費につきましては、8節 旅費から51ページの11節 役務費までは、職員の賦課徴収に関する普通旅費、督促状や納付書などの印刷製本費、コンビニ収納に係る手数料などとなっております。

12節 委託料についてですが、479万円ほど減額となっておりますのは、昨年度は滞納

管理システム導入の業務委託料があったためです。令和3年度から固定資産税の土地台帳をデータ化するために、土地台帳システム導入業務委託料としまして140万円ほど、また法務局からの異動情報等を電子データで連携するために固定資産税システム法務局連携導入委託料 47万3,000円を計上しております。

18節 負担金補助及び交付金は、軽自動車の環境性能割徴収取扱交付金として北海道へ納める負担金 2万3,000円を計上しております。

次に、105ページをお開きください。

13款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金、22節 償還金利子及び割引料は、町税等還付金として200万円を計上しております。

税務課分の歳出は以上ですが1点、出納室の分について説明がありますので、申し訳ございませんが、42ページに戻っていただいて、総務の一般管理費の中について説明させていただきます。

11節 役務費の説明欄中段に振替（変更）手数料の記載がありますが、ここが昨年度より450万円ほど増加しております。これは、町の支出処理に伴う各種手数料の取り扱いが変更になりまして、公的機関であったとしても一般利用者と同額の手数料に引き上げられることとなったためです。

以上で、歳出の説明を終わります。

歳入に入ってもよろしいでしょうか。

平野委員長 お願いします。

幅崎課長。

幅崎税務課長 歳入を説明しますので、予算書15ページをお開きください。

1款 町税、1項 町民税、1目 個人、1節 現年課税分については、令和2年度11月末現在の実績等により積算しておりますが、課税者数も所得の減少によって50名ほど減となっていることや、令和2年中の収入について給与収入及び事業所得の減収が見込まれるため、対前年度比 1,300万円ほど減とし、1億2,427万円を計上しております。収納率については、前年と同様の98%としております。

2節 滞納繰越分につきましては、滞納繰越額の16%、215万円ほど見込んでおります。

2目 法人、1節 現年課税分については、企業の規模別の説明をさせていただくと、1号法人数につきましては、若干増えております。

7号法人で、1社減少しております。また、法人税割の減収が見込まれますので、対前年度比 390万円ほど減の3,083万円を計上しております。

2節の滞納繰越分につきましては6万円、前年度と同額を計上しております。

続きまして、16ページをお開きください。

2項・1目 固定資産税、1節 現年課税分は、2億5,587万9,000円を計上しております。

来年度は3年に一度の評価替えがありますので、土地の課税標準額につきましては減少見込みで、大規模償却資産の大臣配分の増、この分で全体の固定資産税としまして、前年度より1,030万円ほど増となっております。

2節 滞納繰越分については、190万円を見込んでおります。

2目 国有資産等所在市町村交付金、1節 現年課税分は756万7,000円で、前年度とほぼ同額です。

次に、3項 軽自動車税、1目 環境性能割ですが、実績に基づいて44万6,000円を計上しております。

続きまして、17ページをお開きください。

2目 種別割については、令和2年度11月末現在の実績台数と、例年の取得、廃車状況等を見込んで、1,006万6,000円を計上しております。

2節 滞納繰越分については、6万3,000円を計上しております。

次に、4項・1目 町たばこ税、1節 現年課税分で、4,136万円を計上しております。

たばこ税につきましては、実績本数で5%ほど落ち込んでいるため、対前年度比 530万円ほど減額しております。

2節 滞納繰越分は、1万円を計上しております。

続きまして、18ページをお開き願います。

5項・1目 入湯税、1節 現年度課税分、対前年度比 41万6,000円減額し、1,009万5,000円を計上しております。

滞納繰越分は、1万円としております。

次に、23ページをお開き願います。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目・1節 総務手数料ですが、税務所管分としては上から4段目の税務の証明手数料 18万円、その下の町税督促手数料で3万6,000円を計上しております。

次に、29ページをお開きください。

15款 道支出金、3項 道委託金、1目 総務費委託金、2節 徴税费委託金で、546万3,000円を計上しており、道民税の徴収取扱費分となっております。

次に、35ページをお開きください。

20款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目 延滞金、1節 延滞金で、18万7,000円を計上しております。

36ページをお開きください。

2目 過料、1節 過料等は、1万円を計上しております。

以上で、歳入の説明を終えます。よろしくご審議をお願いします。

平野委員長 予算の説明を終えましたので、各委員より質疑があればお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 50ページの総務費の中で昨年、申告書のデータ連携、税務署との連携の委託料が計上になっているんだけど、これは昨年単年度で終わったのか。私は、去年の説明の中で税務署との連携は継続されているということで、ずっと続くのかなという捉え方をしていたものですから、それについてどうだったのか。

それと、歳入の税収の固定資産税、ことしは評価替えの年だっていうことの説明を受けて、だから前年比の中で1,000万円ほど固定資産が増えている予算になっているんですね。私は、この背景にホテル効果も固定資産が含まれて増えたのかなという思いでいたものですから、その辺例えばホテルの固定資産の効果っていうか当初企業誘致の時、何年か後にはホテルの効果のあれが出ますよっていうそういう説明を受けていたものですから、その辺どうなのかっていうことをちょっと。

平野委員長 幅崎課長。

幅崎税務課長 竹田委員の質問にお答えします。

まず、1点目の歳出のほうの国税連携の委託料の関係なんですが、昨年87万円ほど計上しておりました。それで、昨年の委託料の予算につきましては、まず本年度いま確定申告受けていますが、本年度税務署と連携するためのシステムの構築費用ですので、単年度の設定料のみで終了しております。竹田委員おっしゃっているとおり、今後もずっと国税連携は続くんですが、費用がかかるのは最初の初年度の設定料ということで、ことしはその分減額となっております。

二つ目の固定資産税の歳入のほうで、ホテルの効果というお尋ねですが、いまホテルのほうの固定資産税につきましては、企業誘致の関係で課税免除ということで、まだ税込としては入っておりません。3か年続きますので、4年間経過したあとに大きな固定資産税の増収が見込めるということで、いまの令和3年度の予算としては、その分は入っておりません。令和3年度に1,000万円ほど固定資産税が増額になっておりますのは、国から交付される固定資産の交付金、北海道と本州を結ぶ北本連系ですか、そちらのほうの大きな収入があるために町内の固定資産税は下がったとしても、交付金のほうで増額となるために予算としては増えているとそのような状況でございます。

平野委員長 幅崎課長、先ほど竹田委員の質問の1点目の質問で、去年の滞納管理システムの導入、これはシステム導入の委託料だから、システムが導入した後、連動するって。

その予算については、どうなんだっていう趣旨の質問だったと思うんです。当然、システム導入したあとは連動していますよってという答弁なことと、プラス連動している去年の予算が87万円計上してというところのちょっともう一度意味聞き取れなかったんですけども。

幅崎課長。

幅崎税務課長 いま平野委員長のお尋ねなんですけれども、竹田委員から質問があったのは国税連携、税務署と町です。連携する確定申告のデータのやり取りの件でございます。

いまの平野委員長からお尋ねのあったのは、滞納管理システムということで、別なシステムなんです。なので、滞納管理システムについては、滞納徴収についての特化したシステムということで、国税連携とは別ということで、ご理解願います。

平野委員長 国税連携の部分での昨年87万円の予算を計上してっていうのは、どこの部分を言っているんですか。答弁の中で言った昨年の87万円っていうのは。

幅崎課長。

幅崎税務課長 令和2年度に国税連携の予算が計上されておりました。冒頭の説明の中で、概ね昨年と同程度と言ったのは、この国税連携分が令和3年度には計上していないので、ほかは一緒ですよという意味合いで、令和2年度に国税連携の委託料、これは既に完了していて、いまもう国税連携に使われております。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時46分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上をもちまして、税務課の予算審査を終えたいと思います。
お疲れ様でした。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時52分

(2)町民課(一般会計・国保事業特会・後期高齢者医療特会)

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

町民課の皆さん、おはようございます。

いま休憩の中で申したとおり、進行については、まず国保担当の国民健康保険特別会計の予算説明より進めていただきたいと思います。概要も含め、町民課長からの説明でお願いいたします。

吉田(広)課長。

吉田(広)町民課長 それでは、議案第2号 令和3年度木古内町国民健康保険特別会計予算をご説明いたします。

国保予算書、5ページをお開きください。

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の占める割合の表となっております。

今年度の予算は、歳入・歳出ともに令和2年度より3,036万6,000円少ない、5億9,103万8,000円です。

減額の主な要因としましては、被保険者数の減少による療養給付費等の医療費の減額に伴う保険給付費の減額、並びに道支出金の減額となっております。

それでは、歳出よりご説明いたします。

予算説明資料によりご説明いたしますので、予算書とあわせてご覧ください。

予算説明資料の27ページ、予算書は15ページ・16ページをお開きください。

予算説明資料1の総務費の(1)総務管理費は、予算書の1項 総務管理費、1目 一般管理費と2目 連合会負担金をあわせますと、予算額 2,137万8,000円で、前年度より428万7,000円の減額となっております。

主な要因は、令和2年度当初予算において、連合会負担金の負担金補助及び交付金で予算措置をしていた特定健診受診率向上支援等共同事業負担金を令和3年度予算では、6款 保健事業費、1目 特定健康診査等事業費の負担金補助及び交付金で、予算措置したことによるものとなっております。

なお、令和2年度予算においても、9月補正で保健事業費へ予算の組み替え補正を行っております。

次に、(2)徴税费です。予算書は、17ページをお開きください。

予算書の2項 徴税费の1目 賦課徴収費と2目の納税奨励費をあわせますと、予算額 355万円で、前年度より583万2,000円の減額となっております。

主な要因は令和2年度予算において、1目 賦課徴収費の委託料で、滞納管理システムの導入経費を予算措置していたために予算額が大きくなっていましたことによります。

次に、(3) 運営協議会費です。予算書は、18ページをお開きください。

運営協議会委員の報酬等で、予算額は18万9,000円で前年度並みとなっております。

次に、(4) 趣旨普及費です。予算書は、19ページをお開きください。

予算額 24万6,000円で、前年度並みとなっております。

予算説明資料2の保険給付費です。予算書は、20ページから24ページとなっております。

被保険者の療養の給付等にかかる保険者負担分です。

予算説明資料2の保険給付費の(1)療養給付費から(9)の葬祭費まであわせると、3億6,552万7,000円となっております。過去3年間の実績並びに被保険者数を勘案して算定しております。

予算説明資料3の国民健康事業費納付金です。予算書は、25ページから27ページをお開きください。

予算説明資料3.国民健康保険事業費納付金の(1)医療給付費分、(2)後期高齢者支援金等分、(3)介護納付金分をあわせまして予算額 1億2,458万7,000円となっております。

これは、北海道が保険給付費等の推計をもとに算定をしており、各市町村が北海道へ納めるべき納付金です。

予算説明資料の28ページ、予算書28ページから29ページをお開きください。

予算説明資料4.共同事業拠出金、及び予算説明資料の5.財政安定化基金拠出金につきましては、前年度並みとなっております。

予算書、30ページをお開きください。

予算説明資料6.保健事業費の(1)特定健康診査等事業費で、予算額 724万5,000円となっております。前年度より、317万8,000円の増額となっております。

主な要因は総務費で説明したとおり、令和2年度当初予算において、連合会負担金の負担金補助及び交付金で予算措置をしていた特定健診受診率向上支援等共同事業負担金を令和3年度予算では、6款 保健事業費、1目 特定健康診査等事業費の負担金補助及び交付金で、予算措置したことによるものとなっております。

予算書、31ページをお開きください。

予算説明資料(2)保健事業費で、予算額は255万3,000円となっております。

前年度並みとなっております。

予算書、32ページ・33ページをお開きください。

予算説明資料(3)特別総合保健施設事業費で、健康管理センターの運営に係る費用となっております。

予算書の1目 保健指導事業と2目 施設管理費をあわせまして、予算額 3,427万円です。施設管理費については、前年度より135万5,000円の減額となっておりますが、主な要因は印刷製本費において、印刷機賃借料の長期継続契約の更新に伴い、これまでのカウンター料からトナー購入に変更したことにより50万5,000円の減額となっていることと、A重油単価の低減に伴い40万7,000円の減額、修繕費の低減に伴い34万2,000円の減額となっていることによるものです。

予算書、34ページをお開きください。

予算説明資料7の基金積立にかかる利息分で、予算額 1万1,000円となっております。

予算書、35ページをお開きください。

予算説明資料8の公債費については、前年度並みとなっております。

予算書、36ページから39ページをお開きください。

予算説明資料9の諸支出金で、保険税の還付金や還付加算金、国保病院への繰出金等で
予算額 508万7,000円となっております。

予算書、40ページをお開きください。

予算説明資料10の予備費で、2,630万2,000円を計上しております。

歳出合計は、5億9,103万8,000円となっております。

歳出は、以上でございます。

歳入よろしいでしょうか。

平野委員長 続けてください。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 続きまして、歳入をご説明いたします。

予算説明資料24ページ、予算書は9ページから10ページをお開きください。

予算説明資料1. 国民健康保険税です。

現年度分については、令和2年12月時点の賦課状況を基に令和3年4月の被保険者数推計
で算出しております。一般被保険者の世帯数は662世帯、被保険者数は943名を見込んで予
算措置しております。

収納率については、一般被保険者で95%を見込んでおります。

滞納繰越分については、一般は繰越見込額の11%、退職については10%の収納率を見込
んでおります。

1目 一般被保険者国民健康保険税は、予算額 8,699万2,000円で、被保険者の減少等
に伴い前年度より823万円の減額となっております。

予算書、10ページをお開きください。

2目 退職被保険者国民健康保険税は、予算額 5万6,000円で、前年度並みとなってお
ります。

予算説明資料の2. 使用料及び手数料です。

保険税の督促手数料で、予算額 2万5,000円で、前年並みとなっております。

予算説明資料3. 国庫支出金です。

予算額 33万円で、歳出の一般管理費の国民健康保険システム改修補助金です。

予算説明資料24ページから25ページ、予算書11ページをお開きください。

予算説明資料4. 道支出金で、3億9,929万円となっております。

内訳につきましては、(1) 保険給付費等普通交付金で、予算額 3億6,552万7,000円と
なっております。

歳出で説明しました保険給付費分の同額を保険給付費等普通交付金として北海道から交
付されるものです。

予算説明資料、25ページから26ページをお開きください。

(2) 保険給付費等特別交付金で、予算額 3,376万3,000円については、特別調整交付
金で1,576万2,000円、道繰入金2号分で1,302万6,000円、特定健康診査等負担金で133万8,

000円が北海道から交付されます。

予算説明資料、26ページをお開きください。

予算説明資料5.財産収入で、予算額 1万1,000円となっております。

国民健康保険事業基金積立金の利子収入です。

予算書、11ページ・12ページをお開きください。

予算説明資料6.繰入金は、予算書の1目 一般会計繰入金と2目 国民健康保険事業繰入金をあわせると、予算額 7,175万8,000円となっております。

内訳については、(1) 保険基盤安定繰入金保険料軽減分で予算額 1,802万2,000円、(2) 保険基盤安定繰入金保険者支援分で予算額 1,021万3,000円となっております。

保険基盤安定繰入金については、低所得者層に対する保険料軽減相当額について公費で補填する制度で、軽減分については、道が4分の3、町が4分の1、保険者支援分は、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1を負担しています。国、道分については、一般会計に歳入され、町分とあわせた額を一般会計から国保会計に繰り入れております。

(3) 出産育児一時金等繰入金で、予算額は56万円となっております。

出産育児一時金の3分の2を一般会計から国保会計に繰り入れております。

(4) 財政安定化支援事業繰入金で、予算額 818万円となっております。

これは、被保険者に高齢者が多いなどの保険者の責めによらない事情による保険税の減収、医療費の増加に着目して一般会計からの繰り入れについて地方交付税措置されており、その額に見合った繰り入れを行っています。

(5) その他一般会計繰入金で、予算額 3,478万2,000円となっております。

主に国保担当職員の人件費や運営協議会委員報酬、健康管理センター運営費になっております。

(6) 国民健康保険事業基金繰入金で、予算額 1,000円となっております。

予算書、12ページをお開きください。

予算説明資料7.繰越金については、予算額 3,200万円となっております。

予算書の12ページから14ページをお開きください。

予算説明資料8.諸収入については、予算額 57万6,000円となっており、保険税の延滞金や第三者行為等が発生した場合等の収入額を計上しております。

歳入合計は、5億9,103万8,000円となっております。

以上で、令和3年度木古内町国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

関連がありますので、令和3年度の一般会計の国民健康保険分の予算を説明いたします。

歳出より説明いたします。

一般会計予算書の57ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、27節 繰出金です。

7,175万7,000円で、国民健康保険特別会計への繰出金となっております。

一般会計国保分の歳出については、以上でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

一般会計予算書、24ページをお開きください。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負

担金で、510万6,000円となっております。

保険基盤安定制度保険者支援分の国の負担分となっております、2分の1が交付されています。前年度並みとなっております。

次に、予算書の26ページをお開き願います。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、3節 国民健康保険事業負担金で、1,606万9,000円となっております。

内訳につきましては、保険基盤安定制度保険料軽減分の道の負担分で4分の3の1,351万6,000円、保険基盤安定制度保険者支援分の道負担分で4分の1の255万3,000円となっております。

一般会計国保分の歳入については、以上です。以上で、国保分を終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

平野委員長 予算の説明を終えましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 いま、国保事業の説明を受けました。私達、心配しているのは、人口が減っている、高齢者が多くなっているという現象からすれば、保険税全体を見れば前年比800万円くらいの減、それに対して療養費等に関わる部分も減っているんですね。ということは、国保事業会計とすればいまのままでは、健全な安定した運営なのかなというふうにも見えるんですね。ですから、我々やはり高齢者の立場からすれば、そのことで国保の保険税いくらかでも軽減になればという思いもちょっとあるんですけども、今後の見通しを含めた国保事業会計、現時点の人口だとか数値を捉える中で、どういう見通しなのかっていう部分について、ちょっとお聞かせ願いたいなと思っています。幸い、一般会計の繰り出しもそんなに増えていないというそういう背景も含めて、一つお願いします。

平野委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 いま竹田委員からご質問ありました人口減に対する保険税の減と、それに伴って医療費の減少しているということで、保険税は今後どうなっていくのかと、国保事業としてどういった形になってくのかというお話だと思いますが、委員のおっしゃるとおり、令和3年度予算につきましては、被保険者数の減少に伴って保険税の減少も見られていると。

あと、医療費につきましても、予算作成する際には過年度実績だとか前年度の実績等に基づいて医療費の推計をさせていただきます。その中で、過去29年度・30年度につきましては、医療費が4億5,000万円だとか4億円とかということで、結構多く医療費が出る年度もありました。令和元年度・令和2年度につきましては、令和元年度3億6,000万円と医療費のほうがり落ち込んできたと。令和2年度の見込みにつきましても、だいたい3億1,000万円程度を見込んでいるという中での予算措置となって思います。しかしながら、予算の説明の中でも納付金という部分で説明しておりますが、これにつきましては過年度の医療費の実績だとかに基づいて納付金というものが算定されまして、その部分で納付金の納める財源となるものは保険税となります。そういった部分で、人口減に見合って保険税も今後、税率改正を含めて考えていくべきところではございますが、納付金との兼ね合いもありますので、そこら辺の納付金と保険税の集められる額を対比しながら、タイミングを見て税率改正して保

険者の負担軽減につなげたいと思っております。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 今年度ということからすれば、税の見直しは出てこないっていうそういう捉えていいのかなのか、その確認だけ。

平野委員長 羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 令和3年度につきましては、税率改正は予定してございません。以上です。

平野委員長 ほか。

なければ、私から何点かだけ。竹田委員の質問の中にもありましたが、人口減少がどんどん進んでいって、国保の被保険者も今後もどんどんどんどん少なくなっていくであろうということで、全体の予算っていうのはどんどん縮小していくのかなと感じているところではあります。資料見てもいま現在町民の約4分の1が国保加入ということで、その中で毎年お話は国保会計もそうですし、保健福祉課も同様なんですけれども、健康診断だったり予防費がとても大事で、事前に病気にかからない対策をどのようにするかっていうこと大事だと思うんです。その中で予算書の30ページ、まず健診のほうで負担金で、特定健診の受診率向上支援等共同事業負担金が新規の記載でことし書いていると思います。この中身をちょっと詳しくどのような負担があって、どのような効果があって、特定健診の向上につながっていくのかなという考えがあるのかをお聞きしたい。というのは、ことし令和2年度は特にだと思えるんですけれども、コロナの影響もあり健診率が相当下がっているんじゃないかという予測をいたします。その中で、ここにも書いているとおり特定健診、保健指導も含めてどのようにこれから担当課と健康センターの職員含めて保健師さん含めて、連動して向上していくのかっていう考えも含めてちょっと聞かせていただきたいと思っております。

それと、次のページの31ページですけれども、こちらが疾病予防費として金額ベースとしては、そんな大きな予算ではないんですけれども、資料に書いてあるとおりパークゴルフ大会、あるいは高齢者のスポーツ大会をやっていますよと。この予防の事業っていうのは、すごい大切なことでもあると思うんです。しかしながら、予算の中身を見ればどこまでがこの事業に反映されている予算措置なのかなっていうのがちょっと見えない。その詳細をいま口頭でもいいので、教えていただければありがたいと思うのと、あとこのような疾病予防については、様々な自治体でいろんな取り組みをしていると思うんです。その中で、木古内の取り組みっていうのはしばらく変わっていないのかなっていう感じも受けるんですけれども、そのような新たな予防費、健診もそうなんですけれども、取り組みについて事務担当課と健康管理センター、保健師さんもあわせて連動しながらそういう新しい取り組み事業をこれまでも考えていたのか、今後もどのように考えているのかっていうことも含めて、予算の中身も含めて、聞かせていただきたいなと思うんですけれども。

羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 それでは、平野委員長のご質問にお答えいたします。

まず、予算書30ページの特定健康診査等事業費の負担金で見ている受診率向上支援等共同事業の内容ということで、お答えいたします。

この事業につきましては、先ほど予算の課長の説明からありましたんですけれども、令和3年度につきましては、保健事業費の特定健康診査等事業費で予算措置していると。実は、

令和2年度にも当初からこの予算はもっていきまして、当初は総務費の連合会負担金の中で、この負担金補助及び交付金で共同事業の予算をもっていたということで、令和2年9月の補正でちょっと事業をやる上で、保健事業費の予算としないと補助金がもらえないということで、組み替えした経緯があります。この事業自体は、令和2年度今年度から実施している事業でございますけれども、この事業の狙いと言いますか目的につきましても、いま平成30年度から国保の都道府県単位化になりまして、北海道における特定健診の受診率、北海道は相当低いんです。全国的に見ても45番目とかです、過去の実績。29年度・30年度では45番目とかということで、北海道自体が特定健診受診率が非常に低いということで、まず受診率向上を図ることが重要だということです。それは、保険者努力支援制度とかという制度があるんですけども、それは医療費適正化事業を取り組んだ市町村や北海道自体にも交付される制度で、そういったお金を多くもらうために特定健診の受診率向上をまず改善していきましようということではじめた事業でございます。

事業の効果としましては、各市町村で特定健診の受診率向上を図ることで、道に配分されるお金も増えると。市町村、ここの配分されるお金も増えるということに加えまして、特定健診の受診率を向上を図ることで、健康だとか医療データの分析する際のデータの充実が図られたことで、今後の各市町村や道の保健事業の展開につなげられるということで、そういう効果が期待できることで、北海道全体として取り組んでございます。

事業の内容としましては、受診勧奨事業ということで、被保険者のこれまでの受診履歴や年代、あとは性別だとか健診結果等からAIによる対象者の選定で、パターン別に応じた受診勧奨をすることで、区分に応じた心に訴えかけるような勧奨のハガキを送って、より受診率を向上させようというような事業でございます。

令和2年度につきましても、おおよそ特定健診対象者が860名で、延人数で1,200名程度に受診勧奨のハガキを送付してございます。2回に分けてですけれども。それで、受診効果を図るという事業になってございます。

令和2年度の結果としましては、12月末時点ですけれども、受診率は22.1%と前年度は21.3%と、若干向上しているというような状況です。しかしながら、この要因としましては、昨年の2月・3月コロナがはじまったばかりの時です。受診控えで、健診を受診しない人が多数いたと。それが新年度に入って受けたということの要因にあると思われまます。ですので、今年度につきましても、総体的に考えるとやはり受診率は下がるかなと思っております。

今後につきましても、この事業を継続して行っていくことで、継続して特定健診の受診をしていただけるかたをまず増やしていくと。その上で医療データとか、生活習慣のデータとかの収集をして、今後の保健事業に展開していきたいというようなことでございます。

続いて、疾病予防費についてですけれども、これはもう一度よろしいですか。

平野委員長 再度、先ほどの質問の確認ですけれども現状、保健推進事業としてパークゴルフ大会、高齢者のスポーツ大会がおそらくこの疾病予防費の中の予算に組み込まれていると思うんですけども、その内訳をおおよそどこにどの事業名が説明欄の事業に振り分けられているのかという質問と、おおよそだいたいいいです。

それと、このような事業の新たな展開を担当課と保健福祉課と連動して、これまでも考えてきているのか、また今後もうどういふふうに事業展開を考えているかという考えがあ

れば聞かせていただきたいという質問でございます。

羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 31ページの報償費並びに需用費の健康保険づくり事業の内訳ということでよろしいですか。

平野委員長 それがパークとスポーツ大会の全てであればその内訳。

羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 まず報償費につきましては、パークゴルフ大会で5万円、高齢者スポーツ大会で5万円の計10万円です。需用費につきましては、パークゴルフ大会で5万円、高齢者のスポーツ大会で3万円の予算措置となっております。

それで、今後の新たな事業展開ということでお尋ねだと思いますが、今後の新たな事業展開、前段、特定健診事業ということでまず受診率の向上を図って、被保険者の医療データとかを収集すると。その中で今後、町としてどういった事業に取り組んでいかなければならないのかということは、そのデータから分析してわかってくると思いますので、そこら辺を担当課並びに担当課同士で協議しながら、保健事業の展開を図っていくこととなると思います。以上です。

平野委員長 それで、追加でもう一つなんですけれども、いま受診率のパーセンテージまで丁寧に教えていただいて、私も過去遡ると木古内町の受診率の例えば前年比とかばかり見ていたんです。全国の受診率っていうところまで、目が届いていなかったんですけれども、いままたま北海道が全国で相当低いと。木古内のいま言われた昨年は21、ことしはいまのところは22っていうのは、北海道の平均と比べると木古内はどうなんでしょうか。

羽澤（真）主査。

羽澤（真）主査 特定健診受診率の関係ですけれども、22.1%というのがあくまでも今年度12月現在ということになっています。年度をとおしますと、令和元年度につきましては、木古内町は33.1%、北海道につきましては28.9%、平成30年度、木古内町につきましては37.6%、北海道につきましては29.5%となっております。以上です。

平野委員長 わかりました。北海道の平均よりは上回っているということは理解しましたけれども、我が町のパーセンテージはどうなんだって言ったら、右肩下がりで下がっている状況ですから、先ほどおっしゃられたように向上については、担当課でしっかり努力していただきたいなということをつけ加えておきたいと思います。

ほかないようですので、以上で国民健康保険特別会計に関わる予算審査を終えたいと思います。

続いて、後期高齢者医療特別会計の予算について、説明いただきたいと思います。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 それでは、議案第3号 令和3年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算のご説明をいたします。

後期高齢者医療特別会計予算書、4ページをお開きください。

予算総額及び前年度当初予算に対する各款の占める割合表です。

今年度の予算は、令和2年度より876万円少ない、1億7,485万5,000円です。

主な要因については、歳入では4款の繰入金の療養給費負担金繰入金では、過年度実績等に基づき算定された令和3年度の医療給付費見込額が前年より減額したことにより1,041万

5,000円の減額となっております。歳出についても歳入予算が充当されるため、歳入と同様の要因で4款の後期高齢者医療広域連合納付金が減額となっております。

それでは、歳出よりご説明いたします。

予算説明資料30ページ、予算書は11ページをお開きください。

国保と同様に予算説明資料により説明いたしますので、予算書とあわせてご覧ください。

予算説明資料の1.総務費の(1)総務管理費は、予算額 20万5,000円で、後期高齢者医療にかかる事務費が主なものです。前年度並みとなっております。

次に、(2)徴収費です。

予算書は、12ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の徴収にかかる費用で、納付書の作成・郵送費等が主なもので、予算額 67万円であり前年度並みとなっております。

次に、2の保健事業費です。

予算書は、13ページをお開きください。

後期高齢者の疾病予防のためのインフルエンザ予防接種や健康診査の費用が主なものとなっており、予算額 455万5,000円で、前年度並みとなっております。

次に、3の後期高齢者医療広域連合納付金です。

予算書は、14ページをお開きください。

予算額 1億6,911万円で、前年より879万1,000円の減額となっております。

減額の主な要因としましては、療養給費負担金繰入金で、過年度実績等に基づき算定された令和3年度の医療給付費見込額が前年より減額したことにより、1,041万5,000円の減額となっております。

4の諸支出金です。

予算書は、15ページをお開きください。

保険料還付金、加算金です。予算額 31万円で、前年度並みとなっております。

5の予備費です。

予算書、16ページをお開きください。

予備費については、5,000円となっております。

歳出合計は、1億7,485万5,000円となっております。

歳出は、以上です。

次に、歳入のほうを説明いたします。

予算説明資料29ページ、予算書は7ページをお開き願います。

予算説明資料1.後期高齢者医療保険料、(1)特別徴収保険料で、公的年金から徴収される保険料です。

現年度分予算額は3,972万8,000円で、前年度より348万3,000円の増額となっております。

次に、1の(2)普通徴収保険料で1,692万5,000円で、前年より138万4,000円の減額となっております。

後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合で算出した保険料を基に予算計上しております。

次に、2の使用料及び手数料は督促手数料で、予算額 1,000円となっております。

予算書、8ページをお開きください。

次に、3の広域連合支出金で、健康診査の追加健診項目に対する補助金で、予算額 30万円となっております。令和3年度からの補助金になります。

予算説明資料4.繰入金の(1)事務費繰入金です。

一般会計からの事務費繰入金として、予算額 611万8,000円で、前年度より40万2,000円の減額となっております。

主な要因は、広域連合事務費負担金で37万1,000円減額したことによりです。

(2) 保険基盤安定繰入金です。

予算額 2,905万1,000円で、前年度並みとなっております。

(3) 療養給付費負担金繰入金です。

後期高齢者医療の費用負担で、総医療費の12分の1を町が負担します。予算額 8,051万7,000円で、前年より1,041万5,000円の減額となっております。

主な要因については、過年度実績等に基づき算定された令和3年度の医療給付費見込額が減額したことによるものです。

5の繰越金は、5万円となっております。

予算書の9ページをお開きください。

6の諸収入は、予算額 216万5,000円で、前年度並みとなっております。

保険料延滞金や広域連合からの受託事業である健康診査等負担金、重複・頻回受診者の訪問指導事業収入を計上しております。

歳入合計は、1億7,485万5,000円となっております。

以上で、令和3年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出の説明を終わります。

関連がありますので、令和3年度一般会計の後期高齢者医療分の予算を説明いたします。

一般会計予算書の63ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、11目 後期高齢者医療費、27節 繰出金 1億1,568万6,000円で、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

前年度より、1,092万1,000円の減額となっております。

要因については、後期会計での説明をいたしました。主な要因として療養給付費負担金の減額によるものとなっております。

一般会計の後期分の歳出は以上です。

次に、歳入をご説明いたします。

一般会計予算書の26ページをお開きください。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、4節 後期高齢者医療負担金で、予算額 2,178万7,000円となっております。

保険基盤安定制度保険料軽減負担金の道の負担分で、4分の3が交付されております。

前年度並みとなっております。

一般会計の後期分の歳入の説明は、以上です。以上で、終わります。よろしくお願いたします。

平野委員長 説明が終わりました。質疑があればお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上をもちまして、町民課の後期高齢者医療特別会計の

予算審査を終えたいと思います。

それでは、続けてください。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 それでは、一般会計のほうの重度心身障害者・ひとり親家庭・乳幼児医療費について、説明をさせていただきます。

一般会計予算書、61ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、6目 心身障害者ひとり親家庭等医療費は、1,760万1,000円となっております。

12節 委託料で、税制改正に伴う福祉医療システムの改修委託料で、34万6,000円の増額になったほか、19節の扶助費で実績見込みをもとに算定をした結果、160万3,000円の減額になったことにより、前年度より127万4,000円の減額となっております。

7目 乳幼児医療費は、793万6,000円となっております。

こちら12節 委託料で、税制改正に伴う福祉医療システムの改修委託料で17万2,000円の増額になったほか、19節の扶助費で実績見込みをもとに算定した結果、36万8,000円の減額になったことにより、前年度より20万8,000円の減額となっております。

歳出については、以上でございます。

続いて、歳入について説明させていただきます。

予算書、27ページをお開きください。

15款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、3節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療費補助金で補助対象経費の2分の1で483万5,000円となっており、医療費見込み額の減に伴い前年度より17万9,000円の減額となっております。

4節 重度心身障害者ひとり親家庭等医療事務費補助金は14万9,000円となっており、実績見込みをもとに算定をした結果、請求件数の減少が見込まれるため、前年度より5,000円の減額となっております。

5節 乳幼児医療費補助金で、乳幼児医療費の補助対象経費の2分の1で、103万5,000円となっております。医療費見込み額の減に伴い、前年度より31万5,000円の減額となっております。

6節 乳幼児医療事務費補助金です。6万3,000円となっており、実績見込みをもとに算定した結果、請求件数の減少が見込まれるため、前年度より1万6,000円の減額となっております。

予算書、37ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の6行目です。高額療養費繰替金が157万円となっております。これは、医療費助成事業で支払った医療費において、高額療養費が発生した場合に、各保険者から収入されるものとなっております。

重度心身障害者・ひとり親家庭・乳幼児医療費にかかる歳入歳出の予算は、以上でございます。よろしく申し上げます。

平野委員長 国保所管分の一般会計内の予算説明を終えましたので、各委員より質疑があればお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 ありませということですので、質疑を打ち切り、以上をもちまして、町民課

の国保担当の分の予算審査を終えたいと思います。

このあと町民課の人員入れ替えとあわせて空気の入換えもしますので、10分ほど休憩取りたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、町民課で戸籍担当分の予算説明をお願いいたします。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 それでは、住民グループ戸籍担当の予算について、歳出よりご説明いたします。

52ページをお開きください。

2款 総務費、3項・1目 戸籍住民基本台帳費です。

8節 旅費から13節 使用料及び賃借料までは、前年度とほぼ同様の予算となっております。

17節 備品購入費は、マイナンバーカード等の住所変更などの記載変更で使用する、住基カード・共通番号裏書システム機器として77万円、マイナンバーカードのうち電子証明の更新等に使用する住基ネット統合端末一式として69万3,000円、合計146万3,000円を計上しております。

住基カード・共通番号裏書システム機器は、平成27年に購入したものを現在使用しておりますので、機器を入れ替えるための予算となっております。また、住基ネット統合端末一式は、現在1台での運用をしており、マイナンバーカードの普及に伴い、更新等の住民の待ち時間軽減のため、システム機器を増設する予算となっております。

18節 負担金補助及び交付金は前年度と同様の説明項目となっておりますが、個人番号カード関連事務交付金として前年度より47万5,000円増の295万1,000円を計上しております。内訳といたしまして、この交付金はマイナンバー関連の事務を委任しております、地方公共団体情報システム機構へ支払うものとなっております。主なものとしまして、交付金算定のもととなる全国でのマイナンバーカードの発行見込枚数が、前年度対比で2,000万枚程度増加していることが交付金増額の要因となっております。全額国庫補助となっております。

続きまして、64ページから65ページをお開きください。

3款 民生費、2項 児童福祉費、3目 児童福祉施設費 571万円は、学童保育施設の運営費となっており、前年度と比較して9万1,000円の増となっております。

1節 報酬から10節 需用費までは、前年度とほぼ同様の予算計上となっております。

11節 役務費 18万9,000円で、このうちエアコン点検料として7万円を計上しております。こちらは、平成29年より学童クラブ内に設置されているエアコンの清掃及び点検をするための予算となっております。

17節 備品購入費につきましては、前年度とほぼ同様の予算となっております。

次に、歳入について説明させていただきますので、予算書の21ページをお開きください。

12款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 227万円のうち、学童保育利用者負担金として155万円を計上しております。

次に、23ページをお開き願います。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、1目・1節 総務手数料 212万8,000円のうち、戸籍担当所管分といたしまして戸籍手数料 110万4,000円、住民票手数料 41万1,000円、印鑑証明手数料 25万5,000円、その他証明 11万円で、合計 188万円を計上しております。

次に、24ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金の447万1,000円のうち、個人番号カード交付事業費補助金 295万1,000円につきましては、全額歳出の戸籍住民基本台帳費の18節 負担金補助及び交付金に計上しております、個人番号カード関連事務交付金への充当分としての補助金となっております。

続きまして、25ページです。

2目 民生費補助金、2節 児童福祉費補助金 子ども・子育て支援交付金として、158万9,000円を計上しております。

学童保育施設の運営費補助で、補助基準額に補助率3分の1をかけた額となっております。

次に、26ページをお開き願います。

3項 国庫委託金、1目・1節 総務費委託金の18万5,000円のうち、中長期在留者住居地届出等事務委託費として16万8,000円を計上しております。

次に、28ページをお開き願います。

15款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、7節 児童福祉費補助金 205万円のうち、子ども・子育て支援交付金として158万9,000円を計上しております。

こちらも先ほどの国庫補助金と同様に、学童保育施設の運営費補助で、補助基準額に補助率3分の1をかけた額となっております。

次に、29ページをお開き願います。

15款 道支出金、3項 道委託金、1目・1節 総務費委託金の9万4,000円のうち、福祉統計調査委託金として1万1,000円、旅券事務委託金として2万7,000円を計上しております。

次に、37ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の下から2項目目、雇用保険繰替金 32万4,000円のうち、放課後児童支援員分が7,000円となっております。

戸籍担当にかかる歳入歳出予算については、以上でございます。よろしく願いいたします。

平野委員長 戸籍担当の予算説明を終えましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ありませんとの発言がございましたので、質疑を打ち切り、引き続き福祉年金所管分の予算説明を求めます。

吉田(広)課長。

吉田(広)町民課長 それでは、福祉年金担当の予算について、歳出よりご説明いたします。

57ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費です。

28節 繰出金で、国保会計への繰出金が811万1,000円減額となっており、その他はおおよそ前年度と同様の予算計上となっております。

2目 国民年金事務費は、前年度と比較して43万1,000円の減となっておりますが、主に年金生活者支援給付金のシステム改修にかかる単年度の増額だったことによる減ということとなっております。

64ページをご覧ください。

2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費で、16万9,000円の増となっておりますが、主に要保護児童対策協議会調整担当者向けの研修等の参加のための旅費の計上によるものです。その他につきましては、前年度とほぼ同様の予算計上となっております。

2目 児童措置費です。

10節 事業費は、新規事業 出生お祝い記念品の事業費となっております。

資料の22ページをお開きください。

事業内容は、当町に生まれた新たな命への祝福を形にするとともに、出産後にかかる経済的負担を軽減するために、出生お祝い品を贈るもので、お祝いの品は、町内フォトスタジオで家族写真を撮影する費用として3万5,000円、道南スギ製のフォトフレームが1万5,000円、木古内商工会が発行する商品券5万円分のセットとなっております。

続いて、予算書64ページにお戻りいただきます。

12節 委託料です。資料の20ページとあわせてご覧ください。

令和元年10月の保育料の無償化により令和2年度予算では、利用児童数の増加を見込んで66人分を計上しておりました。令和2年度の実績と年度途中の入所を見込んで、令和3年度52名分の予算計上となっております。

内訳は、木古内保育園が4,480万4,440円、永盛保育園が2,196万3,320円の合計6,675万8,000円で、予算のほうは計上させております。

18節 負担金補助及び交付金は、認定こども園整備にかかる交付金の町の負担分です。

資料、23ページをお開きください。

概算事業費が2億2,425万3,000円、交付金の町負担が5,052万3,000円となっております。

また、森林環境譲与税を財源とした、産業経済課所管の認定こども園木材活用整備補助金としても1,023万円の助成のそちらのほうで計上しております。

19節 扶助費は、児童手当で2,630万5,000円、15人分減を見込み、前年比 179万5,000円としております。なお、資料の21ページに算出資料を記載しておりますので、ご参照願います。

歳出は、以上です。

続いて、歳入のほうよろしいでしょうか。

平野委員長 進めてください。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 予算書の21ページをお開きください。

12款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金のうち、保育施設利用者負担金で72万円となっております。

保育料の無償化に伴い、前年比で141万6,000円の減となっております。

24ページをご覧ください。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 国民年金事務費負担金として120万円、2節 児童福祉費負担金で5,274万7,000円、この内訳は保育所の運営費に対する負担金である、子どものための教育・保育給付費負担金で3,466万3,000円、児童手当の負担金で1,808万4,000円を計上しております。

26ページをご覧ください。

3項 国庫委託金、2目 民生費委託金、1節 児童福祉費委託金の9,000円は、特別児童扶養手当支給事務取扱交付金です。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉負担金の中の民生・児童委員活動費負担金ですけれども、これが158万1,000円、民生委員推薦会開催負担金が1万1,000円です。

2節 児童福祉費負担金 1,923万6,000円となっております。

内訳は、子どものための教育・保育給付費負担金として1,512万7,000円、児童手当負担金として410万9,000円を計上しております。

28ページをお開きください。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、7節 児童福祉費補助金 多子世帯の保育料軽減支援事業補助金が46万1,000円となっております。

37ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入の上から七つ目、行旅死亡人等取扱費用として18万円の3人分、54万円を計上しております。

福祉年金担当の歳入歳出予算は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

平野委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 質疑がないということで、続いて住民担当所管分の予算説明を求めます。

吉田(広) 課長。

吉田(広)町民課長 それでは、住民担当の予算について、歳出よりご説明いたします。

46ページをお開き願ひます。

2款 総務費、1項 総務管理費、4目 交通安全対策費で、主なものは交通安全推進委員会への補助金で、前年同様の予算計上となっております。

続きまして、62ページをお開き願ひます。

3款 民生費、1項 社会福祉費、8目 住民運動費です。

全体で31万8,000円の減額となっておりますが、主な理由として、防犯灯料金・設置補修補助金にて各町内会が防犯灯をLEDに更新したことにより、前年より20万円減額をしております。

また、昨年度まで計上しておりました北海道戦没者追悼式の参加に係る事業費については、参加者の高齢化などの理由により令和3年度から計上をしております。

各種負担金・補助金については、例年並みの予算額となっております。

続きまして、66ページをお開き願ひます。

3項・1目 災害救助費は、前年と同額となっております。

次に、68ページをお開き願ひます。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、3目 環境衛生費、1節 報酬と4節 共済費は、火葬場管理人2名分に係る費用となっております。

10節 需用費から次のページの12節 委託料、13節 使用料及び賃借料、14節 工事請負費、17節 備品購入費については、火葬場、畜犬、墓地管理、ハチの駆除・害虫対策にかかる予算となっております。

需用費の修繕費 65万6,000円ですが、これは火葬場の設備補修に係る費用となっております。令和3年度は2号炉の霊台車耐火物打替を予定しております。

また、工事請負費の安行苑バリアフリー改修工事については、多目的トイレ及び手すりの設置を予定しております。

13節 使用料及び賃借料では、重機借上料、漁船借上料を昨年同様に計上しております。

18節 負担金補助及び交付金は、上から三つ目が住民担当所管で、空家等解体除去補助金は昨年同様15件で計算しております。

なお、空家等解体補助金については、令和3年度より補助金の概算払いの実施を現在検討しております。

次に、70ページをお開き願います。

4款 衛生費、2項 清掃費です。

最初に、説明資料の16ページをご覧ください。

1. ごみ収集量と可燃ごみの月別排出量の推移として、平成27年度から31年度まで記載しております。

平成31年度については、前年度より減少しております。

次に、資料の17ページをお開き願います。

上段に、平成27年度から31年度までのし尿収集量の推移を記載しております。

平成31年度で、約425万9,000キロリットルとなっております。ここ数年は、減少の傾向になっております。

次に、資料の18ページをお開き願います。

平成29年度から令和3年度までの渡島西部広域事務組合と渡島廃棄物処理広域連合の負担金の推移を記載しております。

渡島西部広域事務組合の負担金の内訳については、記載のとおりで、令和3年度の当初予算額は7,700万6,000円となっており、前年度当初と比較して約261万円の減額となっております。

渡島廃棄物処理広域連合の負担金の内訳は、記載のとおりで、前年比で147万3,000円の減額となっております。

次に、資料の19ページをお開き願います。

ごみ袋等の販売収入と作成費用の内訳を記載しております。

上段の表、ごみ袋等歳入内訳の表の左側にごみ袋、シールの各種類ごとの令和3年度当初予算額を記載しており、合計で866万3,000円円となっておりますが、その積算の方法については、右側の平成31年度及び令和2年度の販売枚数を参考に積算をしております。

中段、7番. ごみ袋販売にかかる委託料を記載しております。

ごみ袋等販売委託料の令和3年度歳入予算を計上しております。866万3,000円の1割を計上しております。

予算書の70ページにお戻りください。

10節 需用費と18節 負担金補助及び交付金につきましては、ただいまご説明したとおりでございます。

続きまして、2目 ごみ処理費です。

ごみ収集委託料につきましては、ごみ収集委託業務にかかる委託料となっております。

ごみ収集委託料については、昨年度より363万6,000円の増加となっております、平成23年登録の塵芥車両の更新が主な原因となっております。

次に、歳入のほうを説明いたします。

予算書、22ページをお開き願います。

13款 使用料及び手数料、1項 使用料、2目 衛生費使用料、1節 保健衛生使用料 130万円は、木古内、知内の火葬場使用料です。

説明資料の17ページに、火葬場の利用状況を記載していますのでご参照願います。

23ページをお開き願います。

2項 手数料、3目 衛生手数料、1節 保健衛生手数料 867万円、し尿浄化槽清掃業、一般廃棄物処理許可書発行に伴う手数料が7,000円、ごみ処理手数料については、866万3,000円を計上しております。

同じく、2節 畜犬手数料は、畜犬登録手数料と狂犬病予防注射済票交付手数料となっております。

27ページをお開き願います。

15款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金のうち、消費者行政推進事業補助金として、13万5,000円を計上しています。

28ページをお開き願います。

3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金は、北海道海岸漂着物等地域対策推進事業補助金として13万円が住民担当分です。

次に、29ページをお開き願います。

3項 道委託金、1目 総務費委託金、1節 総務費委託金は、上から3番目の道公害防止委託金 1万5,000円が住民担当分です。

36ページをお開き願います。

20款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 衛生費受託事業収入、1節 安行苑使用受託収入 679万4,000円で、前年度と比較して225万3,000円の増となっております。

増となった理由としては歳出にて説明しました、安行苑のバリアフリー改修工事に係る知内負担分のほうが多くなっております。

説明資料の17ページをお開き願います。

木古内、知内両町の火葬場利用状況を記載しておりますけれども、備考欄に記載してあるとおり、新年度の歳入予算は、平成31年度の実績及び令和2年3月31日の人口で計算しており、人口割、利用割あわせまして679万4,000円となっております。

37ページをお開き願います。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入 住民担当分としまして、下から2番目の雇用保険繰替金 32万4,000円の中に安行苑管理人2名の本人負担分 1万5,000円が入っております。

住民担当の歳入歳出予算は、以上でございます。よろしくお願いたします。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 大変、多岐にわたっておりますので、いまの住民グループで交通安全も住民グループでしたよね。それで、交通安全対策については、例年同様の計上なんですよね。

それはそれとしていいんだけど、ただ冒頭、執行方針の中にも記載しているように、交通安全の死亡事故死ゼロ、これが何日っていうのはちょっといま何年も継続して続いている。そして昨年、みそぎ浜にあった交通安全の監視塔っていうかあれが撤去になってしまった。なんかやはりせっかく交通安全運動に力を入れている町として、予算も去年と同じ、これは交通安全推進委員会への負担もしている部分なんだけども、もう少し交通安全対策の対策費を計上してもいいんじゃないかっていうふうに私は思っているんですよね。看板がいいのか何がいいのかっていうのは、いろいろ知恵を絞ってやるべきかっていうふうに思っています。

それと、69ページの環境衛生の中で、安行苑のバリアフリー化の改修工事550万円計上しています。良いことだと思うんです。ただ、バリアフリーばかりでなくて、安行苑についてはバリアフリーもそうなんですけれども、玄関の扉、あれを自動ドアにしたらどうかっていうことで、もう何年も前から提案しているんだけど、全然進まない。

それと、なぜって言えばあのドアが鉄骨で重いんですよ。あれ強風で指でも挟んだら、指切断するような危険なドアなんです。ですから、バリアフリーはいいんだけど、やはりそういう安行苑全体の火葬炉も整備も必要なんだけども、そういう部分も安全対策も含めた改修を私はすべきでないかと思っているんです。その辺については、どうですか。

平野委員長 2点の質問について。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 竹田委員からのご質問で、まず交通安全の関係ですが、令和2年度にみそぎ浜のものが解体をしたということで、その時は町からの予算というものを計上して解体費の一部ということでやっていただきました。それで、交通安全死亡事故ゼロの関係ですけれども、きょう現在で2,830日というふうになっています。今年度中に3,000日がこのままいけば達成をされるということで、それが計算をしますと8月の27日金曜日ですけれども、この日で3,000日がこのままいけば達成されるということであります。この限りある予算の中ですから、その中で交通安全協会または推進委員会にお願いして、そのような死亡事故3,000日の時は、たぶん北海道からの表彰だとかそういうことがあるかと思えます。それに向けて、看板等設置するなり少しやっていきたいと思っております。

平野委員長 安行苑については。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 安行苑につきましては、去年のうちに車椅子で来たかたのトイレがないということで、そういうお話がありました。それで、来年度については、ちょっと急遽なんですけど、障害者用のトイレをいまのトイレとは別に設置したいと作りたいと思っているこの予算です。

前から自動ドアっていうお話は聞いておりましたけれども、施設の個別計画ですか、あ

の中では来年度安行苑の屋根を改修する予定となっております。そういう予定とはなっておりますけれども、その辺はうちだけでなく知内町もやはり何かをやれば半分もたなきやならないという部分がありますので、この何年かでちょっと検討してみたいと思っております。以上です。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 交通安全対策については、事故死3,000日、8月の27日を目処に看板なり啓発の何らかの手段を考えるっていうことですから、それはそれでいい。いま課長が答弁した身障のトイレ、これことしやるこのバリアフリーの中に含まれているのかどうなのかっていう部分のまず確認。

平野委員長 吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 令和3年度の予算の550万円につきましては、いまの障害者用多目的トイレを中に新しく作るのと、それとは別にいまあるトイレに手すり等を設置するということの予算であります。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 なんか工事名がバリアフリーっていうようなことから、トイレの改修がバリアフリーなんだろうけれども、なんかやはり我々バリアフリーですから段差のあるところを解消をしてっていう部分がベースでちょっと思うんですよね。それであれば例えばバリアフリー含めて、例えばメインのトイレならトイレの改修っていうようなことをきちんと明示したほうがいいだろうと思うんですよね。

それと来年は公共施設、個別計画の中で屋根の改修をします。それは、大規模な部分ですよね。ただやはり、何年も前から例えば言われているドアの改修、これは例えば私は安行苑に関しては、木古内町単独でなくて両町で折半ですよ。例えば300万円かかるとすれば、単町で150万円負担すればいいわけだから、それは例えば住民の安全だとか快適な施設にするために必要だとかっていうことであれば、やはり鈴木町長は知内の西山町長と掛け合って、これやりたいと。だから、知内も負担してくれっていうくらいの部分があってもいいのかなっていうふうに思うんですよね。その辺はどうなんですか。

平野委員長 吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 まず、バリアフリーの関係なんですけど、名前からいきますとそういう段差をなくするだとかそんなイメージとなりますので、ここの名目につきましては、多機能トイレ設置事業だとか、何かいまちょっと言えませんが、そういう名前に変えていきたいと思っております。

平野委員長 町長。

鈴木町長 竹田委員から様々なご意見、ご提言いただきました。

まず、吉田（広）課長から説明しました多機能トイレという部分についてでございますが、これも草の根政治活動の中で、やはり安行苑さん利用されるかたが高齢者のかたが大変多いと、ご高齢のかたが大変多いということで、まずお手洗いの部分、車椅子でも入れるように多機能化されたトイレがすごく望まれているとそのような声を聞きました。ただ、先ほど説明させていただいたように、計画ですとまた来年度が計画でしたので、屋根の張り替えと同時に多機能トイレというのを当初考えていたんですが、何とか多機能トイレの分だけ前倒ししてできないかと。ただ、知内町さんとのやはり意見交換・情報交換とかあ

りますので、一応西山町長とは木古内と知内が予算を出しあって、住民のかたが少しでも利用しやすくなると一応そういった個人的にお願いの考え、私の考えをお伝えして、あとはもちろん担当課レベルで調整するわけですが、そのように意見交換をさせていただいております。ただ、竹田委員から自動扉に対するどうだというようなご意見をいただきましたので、すみませんこちらのほう私は、把握しておりませんでした。ですので、どのタイミングになるかわかりませんが、来年度の屋根と一緒にちよっといま言及することはできませんが、貴重なご意見をいただきましたので、課内で協議をしてより木古内、そして知内の町民の皆さんにとって使いやすい施設になれるように全力でいろいろ対策を打っていきたくとそのように考えております。以上でございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 町長、これやはり片手落ちでないかって思うんですよ。せっかく車椅子のかたが利用できるトイレ、それはいい。だけれども、あそこの向かって左側は斜路ある、玄関に。斜路あるけれども、車椅子のかたがああドアを開けて入れますか。私はそういうことを言っている、含めて。ですから、自動ドアにすべきでないかって。そうすれば、車椅子で行ってもドア開いてスッと入れる、誰かの手を借りなかったらあそこのドア入れない、車椅子のかたは。だから、そこをきちんと現場を見て、トイレを多目的トイレで車椅子も利用できるトイレができた、だけれども出入りもできるんだっていうやはりそうならなければ出入りはできません、トイレだけですっていうのは私は片手落ちだというふうに思わざるを得ないんですよ。

平野委員長 町長。

鈴木町長 竹田委員、ご貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりまずは利用者さん、特に車椅子を想定したかたがどのような導線で施設に入って、それで車椅子の利用者さんだけではなくて、もちろん付き添いのかたもいらっしゃると思いますので、そういった意味では様々なかたから声を聞いて、協議を重ねていきたいと。また、安行苑の職員のほうも仕事の導線ですとかいろいろあると思いますので、利用者さんと職員側の両方の導線、そして様々なそういった関係の皆さんの声を聞いて、理想とする姿に近づいていけるように努力してまいりたいとそのように思っております。

平野委員長 現場をどこまでちよっと把握されているかわからないんですけども、私も行った時に竹田委員と同様のこと感じたんですけども、皆さん葬儀に関わられる機会も多いかたで、火葬場に行かれるかたもこの中には多いわけですから、この中の委員のほうに特にそこを思っている部分があると思うんですけども、よく大型商業施設とかで開けると離すとガスがあつてゆっくり閉まるタイプあるじゃないですか。安行苑のドアがガスがあれしているかどうかわかりませんが、それこそ竹田委員が言うように、相当重い扉で閉めるとドーンとその時の風に寄ったら、さらに強く閉まるようなドアなんですよ。

あれ開けばなしにしていると人数入る時はみんなそのまま入るからいいですけども、要は一番最初に入る人と一番最後に閉める人は、それを危険だと気づくシーンが多いんです。バリアフリー化を進め町長おっしゃるように、高齢者あるいは車椅子がトイレを利用しやすいようになっていうのは、当然わかります。しかし、車椅子のかたが入っていくことを想定した時に、やはりあのドアでは絶対不具合がもしかしたら事故が発生する可能性が多いということをもう一度付け加えておきますので、地域の声を聞くのももちろんで

すけれども、現場をじっくり見て、建設水道課もプロのかたも連れて見て、もう一度工事の中身については、いまの意見を反映させていただきたいと思いますので。自動ドアがいついってというのはあくまで個人の見解ですけれども、そこについては危険でないような改修をするってことに力を入れていただきたいということを付け加えておきます。

ほか。

新井田委員。

新井田委員 いま安行苑のことでいろいろ意見が出まして、私もそのとおりだと思います。

計画の中に今年度以降、屋根の改修とかというお話が出ました。私も一つことし何回かちょっと冬場に安行苑に行った経緯があるんですけれども、ことしは特に雪が多いっていう状況の中で、先ほど竹田委員のほうから斜路の部分の屋根の部分があそこフラットなんですよね、屋根が。屋根勾配がフラットの斜路のほうのポーチのほうに傾いているような状況の建物なんですけれども、要するにそこで全部雪が止まっちゃうわけですよね。

相当ことしは私も見ましたけれども、オワッてぐらい何で雪下ろしをこれでしないんだろっていうようなぐらいのちょっと厚みがあって、非常に屋根勾配と交差の部分が塩梅が悪いと、すごくそんなふうに感じました。当然ながら負荷がかかりますと、ドアにも当然勢いがいくので、立て付けが悪くなったり、上からの圧で下がこするとか斜めになるとかっていうことは当然あり得るので、いま計画があるのであれば希望としては、おそらく安行苑の職員さんもその辺は十二分感じていることだと思いますので、先ほど町長が言ったように、現場との担当も含めてきちんとお話を聞いていただいて、対応していただければなど。あれ屋根にいわゆる三角の勾配をもたせると雪は逃げますので、そういう話も含めて聞いていただいて、そういうふうにしてもらいたいなと思います。ドアのほうは私も本当に何回か行って、やはり委員長が「ガス」っていう表現しましたけれども、安行苑はフロアヒンジって言いまして、油圧なんです。油圧があって上がピボットって言いまして、点で止めているんです。普通はドアは蝶番があって、あれはピンで留めているので、油圧が切れますともものすごい勢いでいくんです。だから、そういう部分も含めると非常にやはり危険性は当然あるので、風向きによっては勢いよく閉まるケースもありますので、当然ながらあそこはもう必ず下が1cm空く構造なんです、下端が。ですから、もう風が本当にツーツーなんです。風除室的な形になっているけれども、そういう部分も含めていきますとやはり使い勝手、そして使うかたの身になればその辺もきちんと考慮した中で、どうせやるのであればちょっと頭に入れて対応できればなというような思いがあります。私もいま言ったように、使い勝手の中ではいまいろんな話が出たとおりだと思いますので、ぜひ現場担当とか現場のかた等も含めて、町長が言ったように再度くどいようですけれども、その辺をきちんと参考にした中で対応してもらいたいと思います。

平野委員長 新井田委員、私の言葉の訂正と補足も付け加えていただき、ありがとうございます。町長、もう一度答弁ございますか。

町長。

鈴木町長 新井田委員も専門的な知識をいろいろご教授教えていただきまして、ありがとうございます。

私、先ほど答弁させていただきましたが、新井田委員、竹田委員、そして委員長からも様々利用者さんだけでなく職員だったりいろんな声を聞いて進めてくださいと。しっ

かりと受け止めさせていただきました。扉のタイプ、竹田委員からは自動扉というような表現もございましたが、扉のタイプも含めてどういった形がいいのか、釜谷のゆうなぎ館みたく引き戸がいいのか、そういったものも総合的に考えて検討してまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

平野委員長 町民課長のせっかくの答弁で、工事名も変えるってというようなこと言ってしまったと思うんですけども、それはそのままでもいいと思うので、変えるって言う文言は訂正したほうがよいのかなと思うんですけども。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 失礼いたしました。工事名を変えるとということでお話ししましたが、工事名はそのまま、代用的には先ほど言われたそのような内容ということで、ご理解していただきたいと思っております。

平野委員長 東出委員。

東出委員 花いっぱい運動なんだけれども、これは私の参考にしていただければいいなと考え方もちょっとお伺いしたいと思うんだけれども、特に向こうのほうの出口、バイパスの。あそこのところに花いっぱい運動で花植えてくれて大変綺麗なんだけれども、どうも山背が一週間以上も続くと花がかわいそうなんですよね、枯れちゃって、潮風で。これやはり終わりまで花はきちんと咲かせてあげたいなと私は思っているんですよ、いつも、毎年。何せ山背が4・5日続くと次の日見るともう真っ赤っかに枯れちゃうので、あれ思ったんだけれども、グルッと縁になんか風よけになるようなものを設置してあげれば、山背から防げられるんじゃないのかなと思って私もいろいろ考えてみたんだけれども、あそこに杭を刺してビニールを張るか、風よけの青い防風ネットありますよね。あまり背が高くなっちゃうと車の人から見えないので、せいぜいこれくらいまでのものあれば、何とか山背からしのげるんじゃないかなと思うんだけれども、せっかく苦勞して植えた花がそうやって自然現象の中でやられちゃうのを大変花にすれば気の毒だな、また見る我々にしても可哀想になんと思ってるんだけれども、これやはりなんか方法論考えて1日でも長く咲かせてあげたいなと思うんですけども、なんか参考までになるかならないかわからないけれども、これ改善策ないだろうか。要望になるか。

平野委員長 いま現在の答弁と言いますか見解も含めてございますか。

吉田（広）課長。

吉田（広）町民課長 去年、山背が続きましてかなり枯れてしまったという。マリーゴールドは見栄えはいいんですけども、潮だとかそういうのには弱いんです。ただ、夏の暑さには強い、育てやすいと言いますか、そういうものもあるのでマリーゴールド、綺麗さもあってそれにしているわけです。ただ、いま現在どういうふうにしたらいいかっていうのはちょっと思い浮かばないんですが、何か検討してみたいなと思っております。以上です。

平野委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 あそこの整備は前浜・下町・港、3町内会であそこ植栽しているんですよ。そして、ちょうどバイパスのクロスになっているところが前浜で所管している花壇。いま言われたように山背対策、塩害をどうすればいいってというようなことで、町内会としてもなんか山背あたるほうに柵をするかっていう話もあったんだけれども、防風ネットっていうか

網のやつをやれば、そうすればせつかく植えた花が通る車が見えなくなるっていうことでずっともう、あとは自然任せでずっとやってきています。ただ、町内会としてもみんな高齢化、植栽についてはこととして終わりかなって毎年そういう声が出ています。だから、そういう状況ですし、いま中央通でちょうどあそこが工事かかれば、たぶんそれまでの間頑張ろうっていうようなことで、町内会としては取り組んでいます。だから、山背対策はとりあえずは当面はちょっと難しいと思っています。これは、行政側でなくて我々、実際植栽している。

平野委員長 竹田委員、わかりました。町内会の携わっているかたからが現況報告ということで、今後の何か考えの参考になればと思います。

ほか。

なければ、私から1点なんですけれども、清掃費の部分で資料でちょっと質問します。

資料の19ページ、この木古内町の指定ごみ袋を製作してからもう年数は相当経つと思うんですけれども、この間、人口減少も進み少子高齢化も進み、町民の生活スタイルも変わり、またごみの出てくる種類も様々変わってきている現状があると思います。そんな中で、いまの指定袋の種類というのは、ずっと当初から同じなんです。そのことについて、担当課としてはそれで何も不具合がないと思っているのか、はたして町民としてはもっと利便性をごみの出し方を考えた時に、サイズであったり、種類であったり、種類は変えられませんか、サイズですか主に。そのような声が出ていないのか、先に私言いますけれども、まず可燃ごみについては、木古内は20ℓが最小ですけれども、よその地域は40ℓぐらいからあるところもあるんです。いま高齢者の1人暮らしのかたが20ℓのごみ袋を1個出すのに、ごみの日まで、全然満杯にならないからもったいないと。もっと小さくて安くできればいいのになんていう声を結構な人から聞くんです。あともう1点が、瓶・ペットですか、昔よりも瓶・ペットのごみは本当は減らさなければならぬという観点なんですけれども、現状生活している中でペットのごみって相当あるんですよ。飲料水含めて、食料品の調味料含めて。瓶・ペットの30ℓだと小さいという声もあるので、そこは大きいのを作ってもらえないかと、ほか様々あるので、サイズについてははっきり町民の声をもう一度聞いて、今後検討していただきたいということを申し添えたいと思います。

それが1点と、委託料の関係。これも以前から遡ると相当前の予算委員会・決算委員会のたびに申すたびに、担当課としては今後協議していきますということだったんですけれども、やはり販売していただいている事業主さんのパーセンテージです。これずっと10%なんです。逆に町の利益を計算すると、単純に計算で500万円ぐらいで、事業者さんの委託料が86万円、やはりここの差を町はこのごみ袋で儲けようという主義にも感じとられる。

いまコロナ禍の中、木古内町で商品券を発行してくれて、その防災無線のコメントが「疲弊している町内の事業者に」って、確かに疲弊しているんですよ。そこを少しでもこれまで協力してもらって安い委託料でやってもらっているから、疲弊している部分少し手数料を以前から指摘されている部分を販売委託者に還元するっていう考えとかを本来はと言うか今回の予算でも期待していたんですけれども、以前の答弁からすると。今回は変わってなかったと。ここについては以前から申し添えているように、考え方として変えていく検討をしていただけるのかどうなのかをお聞きしたいと思います。2点です。これまで協議をされてきたのかどうかも含めてです。

敦澤（裕）主査。

敦澤（裕）主査 平野委員長の質問にお答えしたいと思います。

まず、ごみ袋の種類ということで現状、燃えるごみ・可燃ごみについては45ℓと20ℓの配置と言うんですか、うちのほうでは用意しております。高齢者や単身者等に関しては、10ℓ希望されているかたという件につきましては、何件か小さい袋はないかという問い合わせもありますので、今後、形等について検討して、町民等にアンケートとか取りまして、種類を増やすような検討を行っていきたいと考えております。

瓶・ペットについても同様でして、また町内のスーパー等でプラごみとかペットボトルのごみの無料回収を行っているところもございますので、そちらの周知もあわせて広報等で行っていきたいと考えております。

委託料についてなんですけれども、こちらについても少々お時間いいですか。

手数料の委託料として10%町内業者に支払っている分に関しては、近隣市町村、渡島・檜山等含めて調査しまして、近郊にあわせて検討していきたいと考えております。以上です。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 ただいまのごみ袋の販売手数料の質問でございますけれども、これにつきましては担当のほうからいま近隣の状況等と言っておりますが、それとは別にしっかりとこの歳入歳出予算それら、また販売していただいている販売店のご協力の体制もございますので、その辺も踏まえて今後、引き上げ等々については検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

平野委員長 ほかがございますか。

竹田委員。

竹田委員 いまごみ袋の関係で、いま各町内会で資源ごみの回収に取り組んでいるんです。

もう何年も前に購入した資源ごみシール、グリーンのシールがあるんですけども、それを粗大ごみで兼用で使えないかっていうそういう声があるんです。いま全然資源ごみのシールを貼って使うことがないって困っているっていうんですけれども、その辺なんかいい方法ないかっていうことで。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後12時02分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 なければ、以上をもちまして、町民課の予算審査を全て終えたいと思えます。お疲れ様でした。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

(3) 保健福祉課

議案第23号 木古内町高齢者等入浴無料券交付条例の一部を改正する条例 制定について

議案第25号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

午後からの予算審査については、保健福祉課でございます。保健福祉課の皆さん、ご苦労様でございます。

予算審査入る前に、先ほど申しました条例制定についてでございますので、早速担当課長から説明をいただきたいと思っております。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 それでは、まず議案の説明に入る前に、すみませんが資料の誤りがあったということで削除をお願いしたいということで、お願いしたいと思います。

資料番号2の令和3年度予算説明資料の32ページと33ページが同じような資料が添付されております。それで、33ページの資料につきましては、修正前の資料ということで、こちらのほうの手違いで間違っ紛れ込んでしまっていたということで、32ページの資料が正しいということで、33ページの資料を削除をお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。よろしくお願ひします。

平野委員長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

平野委員長 それでは、続けてください。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 それでは、議案第23号 木古内町高齢者等入浴無料券交付条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、題名を木古内町高齢者等入浴無料券交付条例から、木古内町高齢者等福祉サービス利用券交付条例に改め、高齢者等入浴無料券をハイヤーの利用の際にも使用できる高齢者等福祉サービス利用券とするための一部改正となります。

それでは、新旧対照表によりご説明しますので、資料番号1、議案説明資料の90ページをお開きください。

第1条では、これまで高齢者及び重度心身障害者の心身の保養と健康の保持に加え、日常生活の利便と社会参加の促進を図ることを目的に加え、高齢者等入浴無料券をハイヤーを利用する際にも使用できる高齢者等福祉サービス利用券とすることを規定しております。

第5条では、使用対象を「町内の入浴施設での入浴、またはハイヤー利用時」に改め、ハイヤーでの利用は町内での乗り降りに限り使用できることを規定しております。

第7条では、利用方法として、第3項で利用券は現金とあわせて使用できること、第4項では利用券は換金できないことを新たに規定しております。

第9条では、利用券を返還しなければならない事由として、第3号で利用者が死亡した時を新たに規定しております。

このほかの改正内容につきましては、文言の整理のほか、改正前の条例の「入浴無料券」及び「無料券」を「利用券」に改める内容となっております。

議案に戻りまして、附則といたしましてこの条例は、令和3年4月1日から施行することと

しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

平野委員長 議案第23号の条例制定について、説明いただきました。

質疑をお受けいたします。

東出委員。

東出委員 この中で、ハイヤーの利用券についてなんだけれども、ちょっとこんなことを考えてみたのかどうなのか確認させてください。

ということは、随分この頃お年寄りのそれこそ車の関係で聞くんだけど、オートマ間違って店に突っ込んでいったとか、人を跳ねてしまったとか、そういうのあったんですよね、いろんな事件等。そんなことで、ことしは逆にコロナでなかなか免許の返納の関係なんです、免許返納者。そうすると、どこの自治体でもある程度、それに対して優遇措置っていうのは付いていましたよね。これハイヤー利用券の中を利用券としては私は何も異議はないんだけど、利用券を今回発行するにあたって、そういう免許返納者に対する考え方とかそういう議論っていうのはなかったんでしょうか。

平野委員長 ハイヤーを利用させる券にするっていうことと、併用して考えなければだめだったっていう趣旨の質問ですので、この条例の中の質問としてはつながっていると思いますので、答弁を求めます。

副町長。

羽沢副町長 このたびの条例一部改正を提案するにあたって、当然ながら後期高齢者75歳以上のかたの免許の返納っていうんですか、も絡めて当然考えていかなければならないということで、当然そこに絞ってということだけは考えずに、このたびはあくまでも70歳以上の方達の出歩く機会を増やそう、閉じこもり予防にこのハイヤーを利用してお買い物に出いただくとか、そういう面でこのたびの一部改正について提案したものでございまして、免許返納を促すというような間接的にそこがなるのかもしれないと想定でございすけれども、そこにだけは絞ってという考えではないということでご理解ください。以上です。

平野委員長 東出委員。

東出委員 今回のこの改正は改正として私は認めて、またいいんですけれども、どうしてもここ田舎だから、なかなか80歳になっても90歳になっても免許更新時に免許更新できれば、ずっと乗っていかなくちゃならないって地理条件があるんですよ。ただ、やむなく返納するっていう人がいた場合には、今後これらもちょっと加味していただければなどこのように思うので、次期来年度あたりにもよろしいと思うんですけれども、自主返納した人に対してのちょっと手当というか、その辺この次の時でいいです。ちょっと加味していただければなどこのように思いますので、町長、何かあるようですね。

平野委員長 町長。

鈴木町長 東出委員のお尋ねでございしますが、まさにおっしゃるとおり、免許返納という部分は非常に町としても真剣に考えて取り組まなくちゃいけないと思っていますところなんです。

ただ、先ほど副町長から答弁ありましたように、間接的な事業でありまして、根本的な問題解決する事業ではないという我々認識でありますので、A Iバス含めて、様々どういったものがこの地域の免許返納後、町民の高齢者の皆様の足として一番いいのものかとそ

ういったものはやはり庁舎内で協議はしているんですけれども、できるだけ地域の声だったり、また議員の皆さんから様々なご意見をいただいて、根本的な解決する事業というのは、また別にご提案できるように協議を進めてまいりたいとそのようにいま思っております。以上でございます。

平野委員長 ほか。

なければ、私からなんですけれども、元々入浴無料券をこれまで何年かにわたってやってきたと。その間、交付率あるいは使用率で伸び悩んでいて、どのような改善策があるかっていうことで今回の変更、条例制定だと思うんですけれども、この変更した理由ですよ。ハイヤーを付けた理由。これは、過去の入浴の使用率を垣間見た時に、ハイヤーだったら使用率が上がると、よけい喜ばれるっていう調査・研究をされた上でのこのハイヤーということを決断になったのか。そこまで本当に町民のかたがハイヤーの必要性があって、ハイヤーも使えるようになったからありがたいと思う、これは政策なのか、その部分についてお聞きしたいと思います。

副町長。

羽沢副町長 委員長の質問にお答えいたします。

ハイヤーを使っていたことに絞ったというわけではなくて、まずは当然ながらこの事業をはじめて3年間交付率・利用率、低迷していました。これは、皆様方にご説明してきたとおりです。事業についても基本的に見直しをしますと。見直しをした上で継続するかどうするのか、形を変えるのか止めるのか、それも含めて全て検討してまいりました。

ですが、やはり高齢者の方々の外出支援ですとか、資料番号2のページの38ページにもあるとおり、目的はあくまでも外出支援、心身の保養、健康の保持、これを図るために入浴だけですと20数%ですか利用率が、相当低迷しております。これをすることによって、これをというのはハイヤーの利用券も兼ねることによって、相乗効果で出歩くこと、または入浴も促進できるということを考えまして、そしてまた目的といたしましては、この38ページにあるとおりを考えた上での制度設計ということで、ご理解ください。以上でございます。

平野委員長 副町長の思いとしてはわかります。当然、入浴券の時は担当課長で大変苦しまれてきた時期もあったと思います。ただ、これは交付率・利用率が悪いからといって新しい部分を付け加えた時に、また利用率が悪かったら今度言い訳のしようがないですよ。

やはりだめだった経緯も含めて、どうやったら健康の増進とか言葉としてはどうとでも載せられますよ、入浴ももちろんそうですし。ただ、変えた以上は絶対的に町民が喜ぶ、その結果、利用率が増えたっていう結果にならなければだめだと思うんですよ。これは、町長の政策ですから。やはり町長の政策として、断固町民の意見を聞いた時に、この事業が喜ばれるというそういうコメントをやはり町長に求めたんです、先ほどは。そこでやはり町長のひとことをいただきましたかと思うんですけれども。新規政策ですよ。当然、その中身を指示出したわけですから、どういう根拠でどういう町民からの声で、このハイヤーが利便性がある町民が求められているんだっていうことで、このハイヤーを付け加えたんですということですよ。そうじゃないですか、違いますか、逆に。町長からのコメントはもらえないですか。

副町長。

羽沢副町長 いまの委員長の質問にお答えいたします。

まずは、外を出歩く際に手段がないという声が議員の皆様方もたくさん聞いていると思われれます。私達のほうにもそのような声は届いておりました。なので、そこをさらに解決する、さらにはたくさん出歩く機会を増やしていただけるという思いで、ここは制度のほうをこの事業については、このような形でハイヤーの助成についても兼ねて事業のほうを実施したいという思いで変更したところでございます。以上でございます。

平野委員長 ですから、その町民の声を聞いて必ずこれが需要もあるし、利用率も絶対増えるっていう自信があって提案しましたっていうことですよ。それは、やはり政策ですから町長の言葉をいただきましたかったっていう思いなんです、私は。

町長。

鈴木町長 先ほど副町長から説明もありましたように、この事業の目的というのは、高齢者及び重度心身障害者の皆様のために、まずは外出支援、そして心身の保養、健康の保持とこの3本が目的となっております。それで、令和2年度まではいわゆる温泉を通ってもらうことによって、その心身の保養、健康の保持とその二つの部分。目的三つの中の二つの目的を主に事業として進めてきたわけでありますが、やはりその中で外出支援という部分がこの事業を見てもちょっとバランスがとれていなかったなという部分と、町民の皆様の声聞いたところ、やはりいま温泉に行く足がないっていう人もいますし、中には温泉よりもまず外に出て買い物をするとそういったかたも様々おられました。以前も様々な委員会の中で、福祉事業であるので、交付率が低いからと言ってこの事業を継続する継続しないというのはどうなんだという議員の皆様からもいただいた。でも一方では、やはり事業としてやる上で利用率・交付率ともに高いものを目指していくと。そういったものは、やはり我々行政側としては、できるだけ多くの町民の皆様に使ってほしいとそういった思いがあります。今回は、ハイヤー交通手段を入れたことによってブラッシュアップしまして、さらに利用しやすい、外出がさらに出やすくなったとそのように思っていますので、利用率と交付率に関しましても、過去平成30年・31年・令和元年・令和2年と比べて、上がるものだろうとそのように思っております。ですが実際、どれだけ何パーセント上がるのかなというところは、やはり町といたしまして、しっかりと周知をしながら、ただこれで完璧だとは思っていませんので、この事業を令和3年度進めてもらいながら様々な声を聞いて、より高齢者の皆様にとって利用しやすい事業になれるように町として取り組んでいきたいとそのように思っています。以上です。

平野委員長 わかりました。

ほか。

吉田委員。

吉田委員 吉田です。

いまの議論の中で、私の勘違いなのかもわからないんですけども、委員長も言っていたんですけども、入浴券のあれがないと。それで、利用率が低いということが問題で、今回タクシーの利用券、セットだと思っていたんですけどこれ。福祉のほうから出てきたから、保健のほうから出てきたから。そうしたら、いま話を聞いていると高齢者に対しても出歩いていただきたいと。となるとまた別になっちゃうんですよ。私はそうやって考えちゃうんですよ。買い物に行くのか、若しくはパチンコに行ってもいいのか、町外に出てもいい

いのか、そこら辺がなんかすごくちょっとわからない部分がすごいあるんですよね。そこら辺はつきりしてもらわないと。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 まず、利用券につきましては、町内の乗り降りに限定ということにしております。それで、この利用については、特に限定するものではなくて、町内で乗り降りする場合であればどちらのほうに移動される場合でも利用できるということです。

平野委員長 そういうことですよね。入浴にも使えるしハイヤーにも使えるしっていう両方ですよね。ただ、いまはハイヤーに固執して質問したので、副町長の答弁が出歩くってということにあれしましたけれども、入浴に行く時にハイヤーを使って入浴してもいいということですね。

ほか。

安齋委員。

安齋委員 安齋です。

同じようにいま入浴券っていう形ではなく、利用券ということで1枚500円の12枚綴りということで、6,000円分ということになるかと思うんですけども、入浴するにあたって500円の券1枚出しました。持ち出して出てくるんじゃないのかなと、本当は少しでも自分から出さなきゃならないのかなっていうのはあります。タクシーも使ったとして、ワンメーター範囲のところだとしてもやはりプラスアルファで自分でなんかお金を追加で出さなきゃならないんじゃないかなっていうことがあるのであれば、ものすごいなんか不便を感じるっていう気持ちがあるのと、それから温泉に入りに行きたいという利用がいままでありまして、なくさないでほしいという声があって、継続していただくのはすごく良いことだと思うんですけども、ただ例えば釜谷地域であれば非常に距離があって、タクシーを使って行こうと思ったら、1回使っておしまいという感じにもならないわけです。それで、いままでどおり温泉に行こうと思った時に、温泉施設のいままで送迎があったんですけども、これは出していただけるんでしょうか、継続して。以上、お願いします。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 温泉の利用につきましては、この券1枚で1回利用できるということで、追加の持ち出しはありません。ただし、ハイヤーの利用につきましては、いま初乗り料金が650円ということで、それにワンメーターが80円ということですので、当然この500円では不足するというので、複数枚一度に使えるんですけども、必ず現金との併用が必要になってくるというようなことになります。

それと、温泉のほうののとやさんについては、いま曜日とかはつきり覚えていないですけども、送迎のほうは現在も行っておりますので、それは特に止めるというようなお話は伺っていませんので、引き続きあるとは思いますが。

平野委員長 ほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 なければ、議案第23号の条例制定については、終えたいと思います。

続きまして、議案第25号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

吉田（宏）課長。

吉田(宏)保健福祉課長 それでは、議案第25号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間中の介護保険料基準額を現行の月額5,600円から5,900円に改定するため、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、これを引用している条文を改めるための一部改正となります。

それでは、新旧対照表によりご説明しますので、資料番号1の議案説明資料の93ページをお開きください。

第9条第1項は、期間を令和3年度から令和5年度までとするものです。

また、基準額を月額5,600円から5,900円とすることにより、第1号から第9号までの階層別の年額介護保険料を改定するものです。

第2項から第4項につきましては、低所得者に対する介護保険料の減額賦課に係る年度、及び年額介護保険料を改定するものです。

次に、附則第7条第1項第1号につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、これを引用して新型コロナウイルス感染症の定義を行っていたものを具体的な表現に改めるものです。

なお、附則1といたしましてこの条例は、令和3年4月1日から施行し、附則第7条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行するとしております。

また、附則2といたしまして、遡及分の介護保険料につきましては、従前の例によるとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑あるかたお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、条例制定の審査については、終えたいと思います。

続いて、予算の説明に進めてください。

吉田(宏)課長。

吉田(宏)保健福祉課長 それでは引き続き、令和3年度の保健推進グループ所管の一般会計の予算につきまして、ご説明申し上げます。

歳出からご説明します。

予算書の59ページから60ページになります

資料番号2、予算説明資料の34ページをあわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、下段のほう3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費 1億9,790万1,000円は、対前年比で257万8,000円の減となっております。

前年から変わったところとしましては、12節 委託料 日中一時支援事業委託料が前年比で、40万2,000円の減となっておりますが、こちらは利用者の減によるものです。

18節 負担金補助及び交付金です。

身体障害者福祉協会の渡島支部負担金として新たに1万4,000円を計上しておりますが、こちらは隔年で実施しております、身障者のスポーツ大会の義務外負担金となっております。

19節 扶助費 障害児通所給付費で、前年比 348万5,000円の増は、説明資料の34ペー

ジの下段にありますとおり、放課後等デイサービスの利用者1名分として340万7,000円と、保育所等訪問支援の利用者4名の障害児相談支援給付費として、11万8,000円を新たに計上したことによるものです。

障害者介護給付・訓練等給付費は、1億7,704万4,000円で前年比 566万6,000円の減となっておりますが、説明資料の34ページの上段にありますとおり、前年度実績をベースに、新規利用者2名を見込んだ予算計上としております。

そのほかの節は、前年度とほぼ同様となっております。

続きまして、62ページをお開きください。

下段の3款 民生費、1項 社会福祉費、9目 障害支援区分認定審査会費 95万5,000円は、前年対比で1万7,000円の増となっておりますが、こちらは前年度とほぼ同様の内容となっております。

続きまして63ページ、10目 福祉施設管理費 891万5,000円は、対前年比で19万7,000円の増です。

前年から変わったところといたしましては、燃料費が対前年比で107万9,000円の減、施設等修繕費が対前年比 122万3,000円の増となっております。

修繕費は、非常用放送設備の改修とスプリンクラー用の発電機の改修を予定しております。

そのほかの節は、前年度とほぼ同様となっております。

続きまして、予算書67ページをお開きください。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費 3億7,884万2,000円は、対前年比 58万9,000円の減となっております。

その主な要因としましては、簡易水道事業会計の負担金の減によるものです。

そのほかの節は、前年度とほぼ同様となっております。

続きまして、予算書67ページの下段から68ページの上段です。

予算説明資料の31ページから32ページにかけて、主な委託料の積算根拠を記載しておりますのであわせてご覧ください。

2目 予防費 2,476万8,000円は、対前年比で122万1,000円の減となっております。

主な要因としましては、12節 委託料で、説明資料の32ページの下段にありますとおり、緊急風しん抗体検査等事業委託料が対前年比 121万3,000円の減となっております。

風しん抗体検査・予防接種委託料を前年度実績見込みを考慮し、減額して予算計上したことによるものです。

このほか、新たなものとして、17節 備品購入費で、耐用年数を超えて使用しております1歳6か月児・3歳児健診用体重計の購入費として、6万2,000円を予算計上しております。

続きまして、68ページの下段です。

4目 保健活動費 53万7,000円は、前年対比で11万3,000円の減です。

その主な要因は、7節 報償費が3万6,000円の減、8節 旅費が7万2,000円の減となっております。

そのほかは、前年とほぼ同様となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきます。

21ページをお開きください。

中段の12款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、3節 障害支援区分認定審査会共同設置負担金が73万4,000円となっております。

次に、24ページをお開きください。

上段の14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金のうち、障害者介護給付・訓練等給付費負担金が8,925万4,000円、障害者自立支援医療費負担金が720万円となっております。

続きまして、2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金で母子保健衛生費負担金として、8万2,000円となっております。

次に、25ページをお開きください。

上段の2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金のうち、地域生活支援事業補助金が150万8,000円となっております。

続きまして、3目 衛生費補助金、2節 保健衛生費補助金 緊急風しん抗体検査等事業補助金が39万9,000円となっております。

続きまして、26ページのほうをお開きください。

下段の15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金のうち、障害者介護給付・訓練等給付費負担金が4,462万7,000円、障害者自立支援医療費負担金が360万円となっております。

続きまして、27ページをお開きください。

2目 衛生費負担金、1節 保健衛生費負担金 母子保健衛生費負担金として、4万1,000円となっております。

続きまして、そのページ下段の2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金のうち、地域生活支援事業補助金が75万4,000円となっております。

続きまして、28ページのほうをご覧ください。

上段の3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金のうち、健康増進事業補助金が25万8,000円、妊産婦安心出産支援事業費補助金が11万4,000円となっております。

次に、37ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入のうち、下から8行目、保健事業等本人負担金が11万2,000円、その下のグループホーム維持管理負担金が449万1,000円、その次の障害者サービス等利用計画相談給付費が47万1,000円のところまでが保健推進グループの所管となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

平野委員長 保健の総務費等々の予算の説明をいただきましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

ございませんか。

平野委員長 私から確認なんですけれども、いまちょっとだいはしおって飛ばしていきましたけれども、予算書の60ページも説明ってされましたよね。中、何項目か読んだかちょっと聞いてなかったんですけれども、いいですよ、これ60ページも。

それで、60ページの負担金補助及び交付金の中の一番下段の成年後見制度の事業助成金

44万5,000円の記載なんですけれども、これは何名のかたを対象にこの予算計上をしているのか。それと、このこれまでの実績、きょうは決算委員会じゃありませんけれども、予算を計上したということは当然、過去の実績に基づいてこの数字を上げていると思うんですけれども、その根拠も教えていただきたい。あと、後見人制度を考えられているかたに、この支援制度がどれだけ周知されているとかと。おそらくほぼ知られていない支援制度だと思うんです。現状、どのように周知をしているかをあわせて、自分携わったこと聞くの申し訳ないんですけれども、以上、3点お知らせください。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時36分

再開 午後1時37分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

吉田（宏）課長。

吉田(宏)保健福祉課長 44万5,000円につきましては、1名分の費用負担の積算となっております。それで、これまで障害のほうでの利用は実績はないということで、1名分のみ予算計上しているところです。

この制度の周知については、これまで行ったことがないということですので、今後、早急にそのような対応をしたいと思えます。以上です。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時39分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

平野委員長 ないようですので、以上をもちまして、総務費に関わる予算の審査については終えたいと思えます。

続いて、介護福祉グループの老人福祉費のほうで、予算説明を求めます。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時40分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

吉田（宏）課長。

吉田(宏)保健福祉課長 それでは、介護福祉グループ所管の一般会計の予算について、ご説明いたします。

歳出のほうからご説明します。

予算書の57ページをお開きください。57ページ、下段です。

資料番号2の予算説明資料、36ページをあわせてお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費 1億9,825万4,000円、対前年比で1億3,655万3,000円の減となっております。

この減の主な要因としましては、前年度計上しておりました小規模多機能型居宅介護施設整備に係る工事が完了したことによるものです。

新たに計上したものとしましては、12節 委託料で、小規模多機能型居宅介護施設指定管理料として、799万6,000円を計上しております。

また、18節 負担金補助及び交付金で、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金で、280万円を新たに計上しております。これは、昨年6月定例会で補正した額と同じ額で、特養いさりびに就職をマッチングしていただいた外国人留学生1名分の負担金となっております。

また、高齢者等屋根の雪下ろし等助成事業補助金として、これまでの事業を拡充して対前年比 87万円で予算計上をしております。

説明資料36ページに、事業の総額を記載しておりますが、その概要につきましては説明資料37ページに、別紙1として記載しておりますので、その資料により説明させていただきます。

37ページをお開きください。

高齢者等屋根の雪下ろし等助成事業についてということで、1の事業の内容を拡充する趣旨としましては、ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯等で、居住している家屋の屋根の雪下ろし及び落雪の排雪の労力確保が困難な世帯を対象に経費の一部を助成しておりますが、令和3年度から家屋周辺の除排雪についても助成対象として、サービスの拡充を図るものです。

2の事業の概要についてですが、目的と対象者はこれまでと変更はありません。

助成対象作業としましては、①の家屋の屋根の雪下ろしのほか、②の家屋周辺の除排雪につきましては、これまで家屋の屋根からの落雪に限定しておりましたが、これを家屋周辺の落雪以外の除排雪も助成対象とするものです。

助成額等につきましては、これまでと変更はありません。

作業事業者としましては、記載しております事業者等のほか除排雪を有料で個人に依頼しているかたもいらっしゃいますので、個人への支払いについても助成対象とし、その手続きの方法等につきましては、今後検討していくこととしております。

事業実施期間については、これまでと変更はありません。

令和3年度予算では、事業費総額として200万8,000円を予算計上しております、その内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、資料の説明を終わります。

予算書の58ページのほうに戻ってください。

高齢者等入浴無料券を拡充した事業として、高齢者等福祉サービス利用券交付事業の負担金として、764万2,000円を予算計上しております。

説明資料36ページの下段に事業費の総額を記載しておりますが、その概要につきましては、説明資料38ページに別紙2として記載しておりますので、その資料により改めて説明を

させていただきますので、38ページをお開きください。

1の事業内容を拡充する趣旨としましては、高齢者等入浴無料券交付事業は、利用状況が極めて低調であるということで、高齢者等福祉サービス利用事業として、入浴だけではなくハイヤー乗車の際にも利用できるようにすることで、サービスの拡充を図るものです。

2の事業の概要につきまして、目的につきましては、これまで心身の保養と健康の保持に加え、先ほど条例改正でご説明したとおり、日常の利便と社会参加の促進などの外出支援を追加しております。

対象者、利用期間は、これまでと変更はありません。

交付枚数は、これまで同様に年間12枚としておりまして、入浴の際には1枚で1回の利用ができますが、ハイヤーでの利用の際は1枚500円として、現金とあわせて利用させていただきます。

対象者数は記載のとおりで、利用できるサービスはこれまでのびゅう温泉のとやでの入浴に加え、有限会社北光ハイヤーのハイヤー利用としております。

令和3年度予算では、事業費総額として786万7,000円を計上しており、その内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、資料の説明を終わります。

予算書の58ページのほうにお戻りください。

木古内町社会福祉協議会補助金が前年対比で、449万4,000円の増となっております。

その理由としましては、今年度まで2年間の町職員の派遣の終了に伴い、事務局長に係る人件費を新たに補助することによるものです。

高齢者介護サービス事業会計負担金が前年比 344万7,000円の増となっております。

その主な要因としましては、特養いさりびが過去に借り入れした過疎債に対する交付税措置分の337万円となっております。

続きまして、19節 扶助費 老人福祉施設入所者措置費です。

前年比 224万3,000円の減は、前年度実績に基づき減額したものです。

27節 繰出金 介護保険事業特別会計繰出金、対前年比で554万4,000円の増は、給付費等に対する一般会計の負担増によるものです。

59ページをお開きください。

4目 在宅介護支援費 128万2,000円、前年対比で42万2,000円の減となっておりますが、こちらは在宅介護サービスセンターの運営費分として、燃料費と修繕費が前年度より減額となっているほかは、ほぼ前年度と同様となっております。

以上で、介護福祉グループ所管の一般会計の歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入のほうに入らせていただきます。

21ページをお開きください。

中段の12款 分担金及び負担金、2項 負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金が103万2,000円です。

次に、23ページをお開きください。

13款 使用料及び手数料、2項 手数料、2目 民生手数料、1節 福祉手数料として、50万円を計上しております。

24ページの上段です。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、4節 介護保険低所得者保険料軽減負担金が656万6,000円となっております。

続きまして、26ページをお開きください。

下段の15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、5節 介護保険低所得者保険料軽減負担金で、328万3,000円となっております。

次に、27ページ下段をご覧ください。

2項 道補助金、2目 民生費補助金、2節 老人福祉費補助金が294万6,000円となっております。

内訳としまして、老人クラブ運営補助金が27万1,000円、介護サービス利用者負担軽減事業補助金が197万円、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金が70万5,000円となっております。

次に、35ページをお開きください。

18款 繰入金、2項 特別会計繰入金、2目・1節 高齢者介護サービス事業会計繰入金56万円は、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金に係る高齢者介護サービス事業会計への繰入金となっております。

続きまして、37ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入のうち、下から4行目、在宅サービスセンター管理収入 45万7,000円、その下の高齢者事業団維持管理負担金が5,000円となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

吉田委員。

吉田委員 先ほどのちょっと条例に絡めてもいいですか。いま調べていて文言の整理で、納得いかない部分があるので、その部分でお伺いしたいなと思います。

先ほどの高齢者福祉サービスのやつありますよね。条例でいま改正後のやつを読んでいたんですよ。それで、第1条の部分。

平野委員長 条例だけの質疑ですか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時04分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、質疑の続きを受けたいと思います。

東出委員。

東出委員 資料の37ページ、高齢者等の屋根の雪下ろしの助成に関してなんですが、今回は屋根の雪下ろしだけでなく、周辺の除雪等もあれしてやるということになったんだけれども、ちょっとお伺いしたいなと思うのは、事業の作業事業者。ここに建築・建設・工業部会所属の町内事業者及び高齢者事業団というふうになっているんですけども、ことし随分雪が多くて屋根から転落して亡くなったという事例が聞いているでしょう、我々も。それで、ここはちょっと確認させてください。例えば事故等が起きた時を想定して、

まず発注者はどなたになりますか。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 それぞれ利用者が発注することになります。

平野委員長 東出委員。

東出委員 でも窓口は、この人達が例えば私が屋根の雪を下ろしてもらいたいと。だけれども、自分でそうすると業者を依頼するんですか。それとも一旦、あなた達のほうで受けて、そしてどこか手の空いているどここの建設会社の何人頼むよというふうになるのか、その辺確認。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 現在の屋根の雪下ろし事業につきましては、こちらのほうで会計年度任用職員、臨時職員が連絡をいただいた時に現場を確認して、それでいま実際に請け負っている業者さんが2箇所だけしかないんですけれども、そちらの業者さんのほうに連絡をしてあげていて、実際に発注するのはご本人という形にはなります。

平野委員長 東出委員。

東出委員 じゃあもし事故等、万一例えば屋根に上がるのであればヘルメット被って安全帯付けてやっていたんだけど、運悪く万一事故起こしちゃって大けがしたとか何とかとなった時の事故の対応は、どちらになるのでしょうか。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 それは、あくまでも請け負った事業者さんが責任を取るという形になるかと思います。

平野委員長 東出委員。

東出委員 であれば、この事業の進める部分は、あなた達の担当課ですよ。そうすると、ある意味で私先ほど言ったように、屋根に上がるにはヘルメットかぶれ、安全帯付け、それから単独でやっちゃだめだよ、複数の人でやりなさいというそういう指導はされているんですか、どうですか。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 東出委員の質問にお答えいたします。

先ほど申しあげましたように、うちの職員が現地を確認いたしまして申請者、利用者さんと実際に屋根の雪下ろしや雪を排除雪してくれる事業者さんの橋渡しをいたします。

その際に、しっかり事業者さんに対しては、当然のことだと思うんです、安全対策というのは、屋根の雪を下ろす上でも排雪をする上でも。そこは当然やっていただくということで、それで事業のほうをお願いしているということでご理解ください。以上です。

平野委員長 東出委員。

東出委員 私、なんでここしつこくやっているかということ、万一事故が起きた時の責任がどっちにあるかということだと思うんですよ。じゃあ運悪く事故起こしてしまったと。そうすると、労災だとかそういう労務災害の部分で、請け負った側が怪我した人に対する保障の問題だとかいろいろとそういう訴訟問題というのを必ずこれつきものなんです。だから、私いまここしつこく、万一の事故を請け負った方がいいが万一の事故あった時にどう対処してあげたらするべきなのか、いま不幸にもそういうこと1件もないけれども、ないとも限らないわけですよ。だから、その辺はこの事業をやるにしても私は良いことなんです。

なんですけれども、万一のことを考えたことを想定していま聞いているんですけれども、その責任の所在。それから、万一事故が起きた時にどう対応してあげるのかというところは、きちんとマニュアル化しなくてもいいけれども、そこはどういうふうに対応したらいいかということは、この機会にもし勉強不足な部分があったら、やはりここはきちんとしておかなければならないと思う。業者さんから、私達やったけれども責任はあなた達でしょうと転嫁されたりそういうことってあるじゃないですか。そういうことを想定して、いま今回ないけれども、十分その辺の法的な部分の勉強だとか何とかってというのは、あれしておいていただきたいなと思います。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 いまの東出委員の責任の所在等ということでございますけれども、これはあくまでも屋根の雪下ろしを依頼したかたと事業者の請負契約になりますから、これは町に作業中の事故があったとしても町が責任を負うものではないと考えております。

そして、町はあくまでもこの費用に対する支援、助成でございます。そこをその事業をやっているから、事故が起きたので町がそこを責任を負いなさいという形には、一切ならないと考えております。あくまでも事業主、事業所の責任で、労災等が適用されるならそのような形で進めるものだというふうに考えております。以上でございます。

平野委員長 東出委員。

東出委員 私が言うのは、私自身が例えば仮に吉田さんをお願いしたと。であれば、そこでいいんです。ただ、行政が絡んでいるから私、そうでしょう。私とここの契約だったら、あなたの言うとおりでいいんです。この三角関係になるでしょう。お金だけをあれしているから関係ないんじゃないと思うんです、事故が起きちゃったら。三角関係になるんですよ。私はそういう危害でいるから。

平野委員長 東出委員、先ほどからずっと同じやり取りなんですけれども、副町長言った答弁が全てで、ならないんですよ。ならないということを理解していただきたいと思えます。

ほか。

竹田委員。

竹田委員 いまの雪下ろしの関係で、いままで屋根の雪下ろしについては、高齢者事業団は過去に雪下ろしやっていたんです。それで、事業団が雪下ろしの時に落ちて、死亡事故起きた。それ以来、高齢者事業団は屋根の雪下ろしを受けないっていうふうに我々ちょっと聞いていたものですから、もし受けるようになったっていうことであれば、きちんと事業者だとかは業者さんの場合は労災だとかきちんと確率されているけれども、高齢者事業団がもし受けるっていうことになったのであれば、そういういま話題になっている保障の問題。労災だとかそういう部分をきちんとやはり確認しなければならないところだと思いますので、その辺はどうなっていますか。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 ここに事業団の名前があるんですけれども、事業団につきましては、屋根の上にはあがりませんと。落雪のみ対応するというところで、いま対応しているところなんです。

平野委員長 すみません、いまの雪下ろしのことでちょっとしつこいようなんですけれども、

元々当然雪が多くて高齢者が屋根に積もった雪を困っているってということからこの政策が出てきて、当時は地元の建設業の方々の冬の事業の一つとしても貢献できるっていう部分があったんですよ。当時は建設業者さん、ここに書いてある各工業部会所属の事業者さんの一覧を作って、この事業者さんはどここのどういう仕事をいくらでできるっていう表まで作って、頼む高齢者さんが頼みやすかったんです。ただ、思いのほかこの雪下ろしの事業が町民のニーズにそこまでなかったということで、予算が当初予算を考えたのよりどんどんどんどん少なくなってきた、しまいには去年は雪が相当少なくて、屋根の雪下ろしをしなくてもいいようなシーズンもありました。それを迎えて、ことしですよ。ことしは、相当多かったですね。実際少なかったことがあったので、対応が対応と言いますか実際2件しか対応するところがないと。それは、自動的に減ってきてその2件になったものなのか、元々地域の建設業者さんの冬の事業として考えていた施策の部分の考えについてはどうなのか、その部分をもう一度再確認したいのと、それとこの建設業者、部会に所属している人以外、あるいは行政に相談した時にそこから依頼するっていう流れですけれども、個人的に例えば知人をお願いしたとか、近所の人をお願いしたっていう事例って山ほどあるんです。これに頼んでいる事例よりもほっぽど多いぐらい。そういう人達にも当然高齢者はお礼で飲み物なのか、あるいはお小遣いなのかっていう事例のほうがこの計上している金額よりよっぽど多いと思うんですよ。そこへの融通を利かせた対策っていうのは、考えてないでしょうか。あわせて、お願いします。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 先ほど説明資料の37ページの説明の際に、口頭で付け加えたところなんですけれども、作業事業者につきましては、ここには現在対象となっている事業者さんで、実際には毎年事業者さんのほうに連絡してお願いしますということで出しているんですけれども、請け負う業者さんが実際には屋根のほうに二つの業者しかやるということでの返事がこないということです。

それと、個人的な依頼のことにつきましては、先ほどその説明資料の37ページの説明の時に、口頭で付け加えたところなんですけれども現在、個人で除排雪、有料で個人に依頼しているかたも多くいらっしゃるということで、その場合についての個人への支払についても助成対象としたいということで、ここには書いてなかったんですけれども、今後手続きの方法だとかにつきまして検討する中で、来年度のシーズンに間に合うように個人への支払についても対象とするような形にしたいと思っております。

平野委員長 そうしたら、制度が改めて中身が制度設計やり直した上で再度、中身の提出を次年度の雪のシーズンまでに出されるっていう認識でよろしいですか。わかりました。

（「休憩」と呼ぶ声あり）

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時23分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

竹田委員。

竹田委員 いまの屋根の雪下ろしではないんだけど、高齢者事業団に依頼している除雪サービス。これについてもシーズン、個人が5,000円負担してシーズンの除雪をお願いしている。これ例えば年々、予算等が増えてきている。増えてきているっていうことは、件数が多くなっている。それを踏まえてずっとここ何年間、高齢者事業団の補助金が60万円ずっと据え置きなんだよね。もうそろそろこの辺も見直してもいいんじゃないかなっていう気がします。これは、いまことしの予算の中では60万円の計上ですけども、今後に向けてもう少しやはり改善の余地あるのかなと思っています。その辺は事業団からの声があって、いま言っているわけではないんだけど、ずっともう10年来この金額で据え置かれているっていう実態踏まえて改善すべきだろうというふうに思います。

それと今年度、職員の派遣が終わる、社会福祉協議会。前年比400万円ほど増えているけれども、これの例えば人材っていうか複数で考えているのか、1人マンパワーで考えているのかっていう部分を確認したいと思います。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 まず、事業団の補助金につきましては、据え置きということになっているんですけども、今回ちょっと先ほど説明していなかったんですが、58ページの委託料で除雪サービス事業委託料が180万円になっておりまして、前年度から見て15万円ほど多くなっているんですけども、ここの毎月の1人あたりの単価、これまで1人除雪するに月、5,000円の委託料です。それを毎月お支払いしていたんですけども、これを1,000円値上げしまして、1人あたりの単価を6,000円ということに値上げしております。これによって、除雪サービスのほうの件数が若干減ったりとかしている場合についても収入がそれほど減らないようなことになるかなということで、考えております。

それと、社会福祉協議会の職員の派遣については、いま1名引き上げることによりまして、人件費を1名分計上したところです。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 人件費440万円っていうことは、町の補助の基準からすれば8割、かなりな年収になるのかなっていうふうに思うんですよね。それがはたしてこれから公募をして、任用っていうふうになるのか、もう既に内定してのこの人件費の積み上げなのかっていう部分についてちょっと確認したい。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 先日、ご報告申し上げましたように、社会福祉協議会の収支も改善したということで、事務局長につきましては、今年度をもって町のほうで派遣を終了いたしますと。

新たな事務局長につきましては、社会福祉協議会が人選をいたしまして、確保をすることになるので、なっております。既に内定しているかたは現在、渡島町村会の事務局長をこの3月31日で退職されます、山本哲さんを予定しているということで伺っております。以上でございます。また、予算の増額の分につきましては、担当課長の吉田（宏）課長より説明をさせます。

平野委員長 吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 まず今回、事務局長の部分としましては、人件費の8割ということなんですけれども、そのほかにこれまでも助成していたかたの部分については、丸々人件

費の8割ではなくて、カットした額にさらに8割という掛け方をしていたということで、実際には金額的には人件費の8割は出ていなかった状況にあります。それを今回、それぞれの人件費を8割見るということで、440万円がそのまま事務局長の部分ということではなくて、事務のもう1人のかたにいく部分も含めての金額となっております。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時32分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

竹田委員。

竹田委員 町がずっと末代、例えば社会福祉協議会の面倒を見るっていうことであれば、この金額は問題ないと思う。だけれども、過去に職員を派遣する前のことをちょっと振り返ってみてください。そうではなかったわけだから。社会福祉協議会とすればやり繰りの中で資金繰りが大変な時代もあって、やはり人材にあわせた人件費補助ってというのは、私はおかしいんじゃないかと思う。社会福祉協議会の例えば事務局長、かつては例えば役場の退職者なり再任用のかたを向けて、年間150万円だとかそういう金額で雇用してきたんですよ。ただやはり、いままで町村会にいたその処遇に近い部分で雇用しなきゃならないって、そしていまの山本哲が例えば代わる時に、今度給料のもっと安い人が来るのか高い人がくるのか、それにあわせてまた町が補てんをするっていうそういうきちんとした確約っていうかそれできれば私はいいんだけど、町の財政のことも考慮し、やはりこれからの社会福祉協議会っていうのも基金の取り崩しをしない健全な運営をしてもらわなきゃだめだということからすれば、はたしてこの人件費が適当なのかなっていう疑問。出してくれるっていうから、もらうほうからすればいくらでも高いほうがいいんだけど、それではたしていいのっていう疑問は残る。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 竹田委員の質問にお答えします。

社会福祉協議会の人件費に対する補助につきましては、まず社会福祉協議会の人件費は町が決めているものでは何でもありません。社会福祉協議会が決める人件費でございます。

それに対して8割補助をしている。商工会も同じでございます。人事異動があれば当然ながら、給料増減いたします。それに対して予算要求があり、それに対し町として8割の支援、補助をするということで、各団体に対して統一した形でやってきております。そこをご理解ください。

社会福祉協議会、当然町ができない福祉事業をやっていただいていますので、本来であれば全てを町が10割もつのが当たり前のところだと自分はそのように考えておりますけれども、ですがバランスもありますので、このまま人件費補助を8割と。あくまでもあちらの各種社会福祉法人なりが決めました給料、人件費に基づいて支援しているということをご理解ください。以上でございます。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 例えばそれであれば社会福祉協議会が月50万円給料支払うよって言ったら、あ

あいいですよっていうふうになりますか。そうならないでしょう。私は、極端なことをそこを言っている。相手が提示されたから、それを鵜呑みにして、その80%は町が支援しますよっていうのは、どうなのって。

平野委員長 竹田委員、それ先ほど答弁済んでいます。社会福祉協議会がこれまでの局長よりも給料上げた時には、それはこれまでどおりの金額にさせてもらいますってということで、下げたっていう経緯も教えましたので。いま竹田委員が言われるような増額に対しての単純に80にはなりませんよっていうことですので、そこは適した人件費をしっかりと見極めているという言葉が適切かどうかわかりませんが。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、東出委員

東出委員 前のほうに保健推進費のほうに聞き逃したのがあったもので、聞くだけ聞いてみようと思ったんですけども、委員長の判断に任せます。

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時43分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか質疑がないようですので、以上をもちまして、保健福祉課の介護福祉グループの老人福祉費ほかの予算審査を終えたいと思います。

次に入る前に、若干休憩時間を取りたいと思います。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時57分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

続きまして、保健福祉課所管の介護保険特別会計の予算について、説明をいただきたいと思っております。

吉田(宏)課長。

吉田(宏)保健福祉課長 それでは、介護保険事業特別会計について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

令和3年度木古内町介護保険事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額は、それぞれ7億4,722万6,000円となっております。

それでは、歳出よりご説明します。

13ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 3,347万3,000円は、対前年比で208万1,000円の増です。

主な要因につきましては、異動等による人件費の増で、対前年比 70万6,000円の増、12節 委託料が制度改正に伴う介護保険システムの改修費で、前年対比で162万8,000円の増

となっております。

14ページをお開きください。

2項 徴収費、1目 賦課徴収費 13万3,000円は、対前年比で2万4,000円の増です。

こちらは、前年度とほぼ同様となっております。

15ページをお開きください。

3項・1目 介護認定審査会費 524万1,000円は、対前年比で25万7,000円の減、主な要因としましては、10節の需用費の印刷製本費がコピー料金の単価の値下げとコピー枚数の減少により、前年度比で22万6,000円の減となっております。

2目 認定調査費が283万7,000円で、対前年比 103万円の減となっております。

主な要因としましては、前年度予算計上していた居宅介護システムの更新業務委託料98万6,000円がなくなったことによるものです。

16ページをお開きください。

4項・1目 運営協議会費 8万4,000円は、対前年比 3万円の減となっております。

主な要因につきましては、前年度8期計画の策定年度だったことから年4回の運営協議会開催で予算計上したところ、新年度では通常年の年3回の予算計上としております。

17ページをご覧ください。

2款・1項 保険給付費、1目 介護サービス等給付費 6億2,384万9,000円は、対前年比で2,482万3,000円の増と18ページの2項・1目 高額介護サービス費 2,280万円で、対前年比 300万円の増、そして19ページ、3項 その他諸費、1目 審査支払手数料 51万9,000円、対前年比 増減なしということで、こちらにつきましてはそれぞれ第8期の介護保険事業計画に基づく令和3年度分の予算計上となっております。

20ページ、3款・1項 地域支援事業費、1目 介護予防・生活支援サービス事業費 2,566万4,000円は、対前年比 532万4,000円の減となります。

主な要因としましては、異動等による人件費が前年計上していた会計年度任用職員の分を含め、272万5,000円の減となっております。

18節 負担金補助及び交付金 訪問介護相当サービス費が実績に基づく計上により130万9,000円の減、通所介護相当サービス費が同じく実績に基づき122万1,000円の減、また新たに予算計上したものとしましては、17節 備品購入費で、ふれあい農園備品購入費として、プレハブ物置の購入費 15万円を新たに計上しております。

18節 負担金補助及び交付金 高額医療合算介護サービス費相当費の10万円と、高額介護予防サービス費相当費として、5万円を実績に基づき新たに予算計上しております。

21ページをご覧ください。

2目 包括的支援事業・任意事業費 1,966万2,000円は、対前年比 210万円の増となっております。

主な要因につきましては、異動等による人件費の増ということで、対前年比 197万4,000円の増となっております。

22ページをご覧ください。

4款・1項 公債費、1目 利子 5万円、次の23ページ、2項・1目 財政安定化基金償還金 1,000円、24ページの5款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 第1号被保険者保険料還付金 15万円、2目 償還金 1,000円、3目 第1号被保険者還付加算金 1,00

0円は、いずれも前年度と同様となっております。

25ページをご覧ください。

6款・1項・1目・節 予備費は1,276万1,000円で、対前年比 453万1,000円の増となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き、歳入のほうを説明させていただきます。

7ページをお開きください。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料 1億1,134万7,000円は、対前年比 914万8,000円の増となっております。

これは、第8期の介護保険事業計画に基づき、保険料基準月額 5,900円をもとに算出しております。

2款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 認定審査会負担金 1,643万2,000円は、対前年比 21万円の減です。

3款 使用料及び手数料、1項 手数料、1目 督促手数料 2,000円で、増減はありません。

4款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金 1億1,060万7,000円、2項 国庫補助金、1目 調整交付金が6,733万8,000円となっております。

8ページをご覧ください。

2目 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業費として529万1,000円、3目の地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業として、715万6,000円を予算計上しております。

4目 介護保険事業費補助金が94万7,000円、こちらにつきましては介護保険事務処理システムの改修に対する補助金となっております。

5目 保険者機能強化推進交付金（←保険者機能強化推進交付金であつて）が94万9,000円です。

5款・1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金 1億7,473万6,000円となっております。

9ページの2目 地域支援事業交付金が571万5,000円となっております。

6款 道支出金、1項 道負担金、1目 介護給付費負担金が9,972万4,000円です。

2項 道補助金、1目 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業分として、264万6,000円を計上しております。

同じく、2目の地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分として、357万8,000円を予算計上しております。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 介護給付費繰入金 8,089万7,000円です。

10ページをお開きください。

2目 地域支援事業繰入金 介護予防・日常生活支援総合事業分として264万6,000円、3目 地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業分として357万9,000円、4目 その他一般会計繰入金が2,800万8,000円、5目 低所得者保険料軽減繰入金が1,313万3,000円となっております。

2項・1目 介護サービス事業勘定繰入金が98万9,000円となっております。

11ページをご覧ください。

8款・1項・1目 繰越金が1,117万6,000円で、令和2年度の決算見込みによるものです。

11ページの上から二つ目から12ページまでにかけて、9款の諸収入の関係につきましては、いずれも前年と同様となっております。

以上、歳入の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

平野委員長 説明をいただきましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 予算書の20ページ、介護予防の部分の負担金の中で、通所介護等が前例より予算計上が少なくなっているこの部分は、これからは例えば高齢者の部分の実態を見たりそういうことを鑑みれば、逆に減るんじゃないかと増えていくのかなというふうに思っていたんですが、これはいま4月オープンする小規模多機能との競合っていうか兼ね合いがあるのかどうなのかっていう部分のそこだけちょっと確認します。

平野委員長 西村主査。

西村主査 小規模多機能型の部分につきましては、訪問のほうと通所の対応のほうもされるという部分はありますので、その部分での人数の移動と言いますかその部分は見込まれているところと、あと実際の実績等を含めた中で人数、サービス利用状況を踏まえての数値となっております。

平野委員長 それで見込んでいて、予算が昨年より下がったっていいんですか。

西村主査。

西村主査 見込みと実績を含めてということですよ。

平野委員長 ほか。

先ほどの続きの部分いいですか。先ほど社会福祉費、保健福祉の中で聞いた部分の今度は介護のほうで成年後見制度の支援事業の助成金のことで何点か伺いたいですけれども、まずこの制度があるこの実態の実績が先ほどないということですがけれども、周知をどの程度されているのかをお伺ひいたします。

それとあわせて、我が町の少子高齢化を考えるとこの制度を利用するべきだと思われるかたはどんどんどんどん今後も増えると思うんですけれども、その部分に対しての町の考え方を若干伺えれば、まずはその2点について聞きたいと思います。

西村主査。

西村主査 まず、この成年後見制度利用支援事業につきまして、認知症と高齢者の審判請求や後見等の利用に関わる費用負担が困難なものに対して、その費用の助成を行うという形になっております。

それで、金額の内訳につきましては、申し立ての費用に関わる金額と実際に成年後見等に当たるかたに対する報酬ということで、申立費用としては約11万円の金額で、在宅の生活者の月額費用ということで、2万8,000円の12か月分という形で、44万5,000円という金額のほうを計上しています。この部分については、1名分という形になっています。

成年後見制度の実態、周知のほうにつきましては、居宅事業所のケアマネージャーさんであったり、社会福祉協議会であったり、あとは実際に困っているという相談等を受けるという形で話を聞いているところです。ただ、対外的に広く町民のかたに対して周知というのは、不足しているのかなというところです。ただ、相談です。そういった部分に関し

ては、ケアマネさんを通じたり、例えばこちらのほうにもこういうかたいるんだけどもというお話が来ることはあります。これから利用するかが増えるのではないかというところではあるんですけども、もちろん平野委員長のほうでおっしゃるとおり、これからますます単身で身よりのないかたというのが増えていくのではないかというふうに思っています。ですので、その方達に制度のほうを利用できるような働きかけであったり勧め、あとは三親等内の親族がいるかたというのは、親族のほうで申請はできますので、その辺りの制度についてご家族がいらっしゃるかたに関しては、お話をしして手続き等を進め方の周知をしていきたいと。実際に単身で身内がないかたの部分に関して、町長申し立てというような形での支援等を考えて進めていきたいというふうに思っています。以上です。

平野委員長 町長申し立てまでも考えるというのは、いま現在でなくて、今後将来っていうことでいいんですね。いま現在もそういう思われるかたがいれば、町長の申し立ても既に取り組みっていうふうに捉えちゃっていいんですか。

西村主査。

西村主査 そうです。成年後見制度に関しては、実際に町長申し立てという部分での手続きの進め方というものもありますので。

平野委員長 わかりました。いまの後見制度自体がどこまでこれ社会の方々に周知されているかというところ相当薄いと思うんです。ただ、国の高齢者独居のかたが増えてきた、身よりのないかたを守るために、どんどんどんどん推進しているんです、現在。テレビCMでもやるようになってきたり、あるいは各自治体では様々なこの制度の応援する取り組み、あるいはボランティア団体等々がどんどん出てきている現状なんです。私が町に求めるのは、せつかくまずはこのような助成金制度がありますよと。事例を言うと、三等親以内の親族が申請する場合、私も今回経験したんですけども、その際にどのように申請して、どのような進みになるかということがまずわからないんです。若い人はネットで携帯調べるとその進みについては説明してくれますけれども、その役を町が取り組んでいただきたいっていう思いなんです。いま金額の内訳を言いますと、申立費用が11万円くらいを見ていて、報酬っていうのはおそらく弁護士さんだったり司法書士さんを想定しているっていう金額ベースだと思うんですけども、例えばそこまでいなくても私が三等親以内の叔父・叔母の後見人になりたい場合、自分で申請するとその費用っていうのは、印紙代等々含めて3万か4万ぐらいで収まるんです。プラス、プロの弁護士に頼まない場合は、実際親戚関係ですから、ゼロ円で済むんです。ですので、町は単純にこの44万円が1人申請すると44万かかるんだよ、10人申請したら単純に掛ける10なのかっていう計算にはならないと思うんです。そのように全部が全部補助するわけではなくて、成年後見人が必要なかたへいかに制度を利用するために導くかという役割を町が今後どのように担っていくのかっていうことが課題だと思いますので、先進地の事例等もいろいろありますので、そこ研究していただいて、今後この制度が必要なかたが増えるであろう木古内町のこの制度に対する取り組みを町としても進めていただきたいということぐらいにしておきます。答弁はないことにしますか。そのようなことで、要望ということにします。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

平野委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時21分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか質疑がないようですので、介護保険事業特別会計の予算審査を終えたいと思います。

続いて、木古内町介護サービス事業特別会計の予算について、説明をお願いいたします。

吉田（宏）課長。

吉田（宏）保健福祉課長 それでは、介護サービス事業特別会計について、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。

令和3年度木古内町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額は、それぞれ247万4,000円となっております。

それでは、歳出より説明します。

9ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費が247万4,000円で、前年対比で25万9,000円の減となっております。

主な理由につきましては、旅費が前年比で24万7,000円の減となったことによるものです。

そのほかは、前年度とほぼ同様ということで、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をします。

7ページをお開きください。

1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 居宅介護サービス計画費収入が14万5,000円で、前年度と同額です。

2項 介護予防給付費収入、1目 介護予防サービス計画費収入が232万7,000円で、前年比で25万9,000円の減となっております。

2款 諸収入及び3款 繰越金は、前年度と同額となっております。

以上で、歳入の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

平野委員長 予算の説明が終わりましたが、質疑はないようですので、以上をもちまして、保健福祉課全ての予算審査を終えたいと思います。

お疲れ様でございました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時29分

(4)総務課

議案第19号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

総務課の皆さんにおかれましては、当初予定あすだったんですけれども、きのうからタ

イミグがあった時にどこかに入っていたきたいということで、常に準備をさせることにさせまして、大変ご迷惑おかけいたしました。

それでは早速、議案第19号の条例制定について、先に説明をいただきたいと思います。

福田課長。

福田総務課長 総務課でございます。よろしくお願い申し上げます。

はじめに私のほうから、予算等審査特別委員会へ付託されました、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

議案書の第19号、並びに資料番号1の13ページをご覧ください。

改正内容につきましては、職員の給与に関する条例の別表第3の1、行政職給料表等級別基準職務表の3級に主査の職務を追加するものでございます。

これは、現在の職員の年齢構成上、今後、2級の職員が主査職へ昇格することが見込まれることから、現条例では、2級から4級へ昇格することとなり、3級を飛ばしてしまうこととなります。これまでの職員においては、このような事案がなく、今後の職員についても、年齢構成を理由とする給与水準の格差が生じるという恐れがございますので、3級においても主査の職務を追加し、職員全体の給与水準の平準化を図るというものでございます。

以上、条例改正の提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

平野委員長 説明を終えましたので、質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、それでは条例の審査については終えて、予算審査に入っていきたいと思います。

引き続き、福田課長、説明を求めます。

福田課長。

福田総務課長 それでは、令和3年度一般会計予算、総務に関する部分の説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。

なお、説明を簡略化すると言いますかというご指示がございますので、予算計上額の全ての読み上げ、恒常的な予算計上につきましては説明を省きまして、大きな変更部分あるいは新規事業等につきましては、説明をさせていただきますのでよろしくご了承をお願いいたします。

それでは、予算書の42ページ・43ページをご覧ください。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費でございます。

1節 報酬と4節 共済費は、これは会計年度任用職員4名分の予算でございます。

8節の旅費につきましては、コロナ禍を踏まえまして、普通旅費を20万円ほど減額して計上してございます。

10節 需用費につきましては、経常的経費として例年並みで計上しております。

一番下にあります、ふるさと納税贈答品等でございますが、議案説明資料の資料番号2の10ページをご覧ください。

こちらの2.事業の概要、(1)に記載しているとおり、年間3,500万円の寄附額を見込み、需用費・役務費・使用料及び賃借料の予算を計上してございます。

2. 事業の概要の(2)では、ふるさと納税における贈答品の分類別内訳を記載しており、令和3年度においては、魚介類の割合や掲載サイトを増やす取り組みを進めてまいります。

11節 役務費につきましては、電話・回線通信料が増額となっておりますが、これは総合行政システムのバックアップサーバーの更新により、クラウド化することによる増額でございます、160万円ほど前年対比で増額となっております。

12節 委託料についてですが、下から3行目の財務会計システム保守委託料 296万1,000円につきましては、前年度から103万円ほど増額しております。

この理由につきましては、現在使用している財務会計システムが、平成28年度の運用開始から令和2年度で5年を経過し、長期継続契約が完了することから、システム更新について財政・出納部局で協議を行い、現在のシステムを引き続き5年間使用することとしたものでございます。

システム更新に係る費用 572万円を5年間で分割し、保守料に含めて支払うこととしたため、増額となったものでございます。

一番下段にあります、財務書類等作成業務委託料 385万円につきましては、前年度から120万円程度増額しておりますが、これは現在使用しております財務書類等作成のため国が提供している公会計システムが、令和4年3月31日をもって提供を終了することから、新たなシステム導入費用を含めて予算計上したためでございます。

その他の項目については、例年どおりとなっております。

13節 使用料及び賃借料につきましては、下から2段目の総合行政システム等クラウド利用料が新たな項目になります。これは、役務費でも説明いたしました総合行政システムのバックアップサーバーの更新により、クラウド化することによる費用でございます。

その他については、例年どおりとなっております。

17節 備品購入費につきましては、ネットワークに使用されるプリンタの更新費用でございます。

18節 負担金補助及び交付金につきましても、恒常的な項目となっております。

22節 償還金利子及び割引料 庁内LANシステム取得代金償還金 1,316万7,000円は、Windows7のサポート終了に伴い、令和元年度に実施した庁内LANシステム等の更新を、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、実施したことによる償還金でございます、令和3年度は償還2年目になります。償還は令和5年度までとなっております、償還金の総額は約5,260万円となっております。

次に、44ページをご覧ください。

2目の職員厚生費でございますが、職員の研修関係旅費や健康診断料等の費用となっております、国の制度に基づくストレスチェック制度、関連経費約82万円も含めまして、昨年度とほぼ同額となっております。

続いて、87ページをお開きください。

消防費について、ご説明を申し上げます。

19節 負担金補助及び交付金 渡島西部広域事務組合負担金で、2億1,539万3,000円を計上しておりますが、前年度から4,183万1,000円の減となっております。

減額の主な要因といたしまして、令和2年度に小型動力ポンプ付大型水槽車更新事業として、5,130万円を計上したことによるものです。

2目 災害対策費ですが、10節 需用費におきまして、昨年度より51万6,000円の減額となっておりますが、これは戸別受信機等修繕費におきまして、防災行政無線のデジタル化更新工事中でありますので、既設の費用等に対してこれが工事会社の負担となるため、屋外拡声装置等の修繕費を減額したことによるものでございます。

12節 委託料につきましては、827万1,000円と前年度より大幅に増額してございます。

これは新たに、避難所表示看板設置維持管理業務委託料として13万5,000円、ハザードマップ作成業務委託料として770万円、二乃岱一時避難所設置委託料として30万円を計上したことによります。

避難所表示看板設置維持管理業務委託料につきましては、泉沢地区の避難施設として使用する大泉寺さんへ避難誘導するための看板を計3箇所設置することとしてございます。

また、ハザードマップ作成業務委託料につきましては、現在使用しているハザードマップが、津波につきましては平成25年度、洪水につきましては平成20年に作成したものとなっておりますので、その後、洪水については平成30年度に北海道より新たな浸水想定が発表されております。また津波につきましても、令和3年度に浸水想定が発表が予定されているため、ハザードマップをあわせて更新することによる費用でございます。

また、二乃岱の一時避難所設置委託料につきましては、平成25年に二乃岱地区へ津波避難時集合場所と記した木柱を設置してございますが、その周辺に一時的な避難場所としてプレハブを設置することによる費用でございます。

ほかの節につきましては、前年度とほぼ同額となっております。

また、資料番号11ページから15ページには、防災備蓄品あるいは資材等の資料を添付してございますので、ご覧ください。

続きまして、予算書の104ページをお開きください。

12款・1項・公債費、1目 元金が対前年比 3,608万9,000円増の6億264万1,000円、2目 利子が対前年比 244万8,000円減の2,787万円となっております。

これにつきましては、元金が主に平成29年度借入れの起債の償還据置期間が終了し、元金償還が開始されることになりましたので、このことによる増額。利子につきましては、平成7年度から21年度借入れの利率が1.3%から6.5%の起債償還が終了したこと等により、利子償還額が減額となったことによるものでございます。

続いて、106ページをご覧ください。

職員給与費ですが、再任用職員5名を含む66名分で、前年度とほぼ同額でございます。

続いて、107ページをご覧ください。

予備費は、前年同額の200万円を計上してございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を続けてよろしいでしょうか。

選挙管理委員会分なんですが、これは選挙管理委員会独立した機関ですので、総務課のこの説明と分けたほうがよろしいでしょうか。それとも一緒にしてしまってもよろしいでしょうか。

平野委員長 一緒でもいいと思っていたので、そのような準備をしているのであれば、一緒に進めてしまってください。

福田課長。

福田総務課長 それでは、一般会計の歳入の説明を申し上げます。

18ページをご覧ください。

2款 地方譲与税から、21ページの11款 交通安全対策特別交付金、これにつきましては、総務省が提示する地方財政対策における交付総額見込と、前年度までの実交付額の推移を基に推計し計上してございます。

このうち18ページにあります、2款 地方譲与税、1項 自動車重量税交付金、及び2項 地方揮発油譲与税交付金につきましては、地方財政対策において、地方譲与税が前年度から30%程度の減額と見込まれているため交付金を減額し計上してございます。

20ページをご覧ください。

7款・1項・1目 地方消費税交付金につきましては、令和2年度交付額が約1億円の見込みであり、地方財政対策においても、前年度交付額の0.2%減で見込まれていることから、1,520万円の増額で計上してございます。

9款・1項・1目 地方特例交付金につきましては、令和元年度から自動車税、軽自動車税に係る減収補てん交付金が交付され、令和2年度交付額が190万円程度となりますことから、140万円の増額で計上してございます。

10款・1項・1目 地方交付税につきましては、対前年比 4,600万円増の21億8,500万円を計上してございます。

内訳といたしましては、普通交付税が4,600万円増の19億3,500万円、特別交付税は、前年度同額の2億5,000万円の計上としてございます。

なお、普通交付税につきましては、当初予算額では増額となっておりますが、これは令和2年度予算額 18億8,900万円に対しまして、令和2年度交付額が20億233万円となっておりますので、この交付額と令和3年度予算額の差額では、マイナスの6,733万円ということになってございます。

国が示す地方財政対策におきましては、地方交付税総額が前年度から5.1%の増額と見込まれてございます。一方で、令和3年度の普通交付税算定から、令和2年度に実施した国勢調査の人口が反映されることから、人口減少を踏まえ減額で計上したものでございます。

特別交付税につきましては、過去5年平均で概ね2億7,000万円台で推移しているということで、前年度と同額としたところでございます。

27ページをご覧ください。

15款 道支出金、2項 道補助金、1目 総務費補助金、3節 地域づくり総合交付金 530万円のうち380万円につきましては、ハザードマップ作成における道補助金として計上してございます。

続いて、32ページから33ページになります。

1目 一般寄附金から4目 まちづくり応援寄附金まで、それぞれ1万円を計上しております。これは、科目出しのための予算計上でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 1億7,280万円、当初予算段階での収支不足を補うための繰り入れとなります。

前年度と比較しまして、1,201万2,000円減額してございますが、収支不足の要因につきましては、前段の当初予算の概要で説明いたしましたので、割愛いたします。

33ページ・34ページこれはまたがるところですが、3目・1節の教育基金繰入金及び、次

のページ、34ページです。

5目・1節 まちづくり応援基金繰入金につきましては、議案説明資料、資料番号2の9ページをご覧ください。

こちらに、ふるさと納税による寄附金の増加に伴い、平成29年度から前々年度の基金積立額を目途に繰入金として予算計上しておりますが、令和2年度から納税額がさらに増加していることを受け、令和3年度より令和2年4月から12月までの納税額を充当することとしてございます。

充当額は、平成31年度分が268万2,000円となっておりまして、そのうち保健・医療・福祉に係る200万円につきましては、特養いさりびのベッド更新費用等に充当するため留保しているものでございます。

令和2年度分が1,821万8,000円となっておりまして、そのうち町長と町民のワクワクプロジェクト分 396万6,000円、自治体におまかせ分 147万8,000円、特になし 629万4,000円の合計1,173万8,000円につきましては、後年度に財源として留保いたしまして、町長と町民のワクワクプロジェクト等に充当することとしてございます。

資料の上段に、それぞれの基金の充当事業の内訳を掲載させていただいておりますので、ご参照を願います。

教育基金繰入金につきましては、平成31年度分 19万円と、令和2年度分 108万7,000円となっておりまして、令和3年度から実施するICT教育支援事業に充当することとしてございます。

目的別の基金充当額・残高につきましては、下段の表に記載してございますのでご覧ください。

それでは、35ページをご覧ください。

2項 特別会計繰入金、1目 病院事業会計繰入金は、257万2,000円を計上したところでございます。

これは、一般会計で借り入れしている過疎債ソフト分の償還金のうち、病院事業会計相当分を病院事業会計から繰り入れするものでございます。

19款 繰越金及び36ページの20款 諸収入、2項 預金利子については、それぞれ記載のとおり予算計上となっております。

37ページをご覧ください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入、この中で新市町村振興宝くじ交付金につきましては、前年度実績に基づき323万4,000円を計上してございます。

いきいきふるさと推進事業助成金 811万円のうち100万円につきましては、ハザードマップ作成における助成金として計上してございます。

その他、雑入の説明欄に記載の総務課所管分につきましては、それぞれ例年並みの計上となっております。

続きまして、38ページをご覧ください。

21款・1項 町債、1目 総務債についてですが、臨時財政対策債が9,340万円と前年度から2,290万円増額となっておりますが、これは国が示す地方財政対策におきまして、臨時財政対策債発行可能額は、前年度から57.7%の増というふうに示されておりますことから、一定程度増額して計上したところでございます。

過疎地域自立促進特別事業債は、過疎ソフト分で9,740万円、公共施設整備事業債、泉沢生活改善センター改修事業に係る起債で570万円、2目の民生債につきましては、これは認定こども園整備事業に係る児童施設整備事業債で5,050万円、3目 衛生債につきましては、安行苑のバリアフリー改修事業に係る衛生設備事業債が280万円、4目の土木債につきましては、建川1線舗装補修事業、新道地区ほか町道舗装補修事業、本町地区道路排水路新設事業、街路灯LED化事業に係る道路整備事業債が2,170万円、河川浚渫に係る河川整備事業債が400万円でございます。

続いて、39ページでございます。

5目の消防債につきましては、渡島西部広域事務組合の資機材搬送車更新事業に係る消防施設整備事業債が470万円、6目の教育債につきましては、公民館長寿命化事業に係る教育施設整備事業債で7,500万円、町債の総額では3億5,520万円を計上してございます。

続きまして、選挙管理委員会分をご説明を申し上げます。

53ページをお開きください。

1目 選挙管理委員会費につきましては、衆議院議員選挙に伴う委員報酬が増額になっているほかは、ほぼ例年どおりでございます。

2目の衆議院議員選挙費につきましては、任期満了までに執行されることから、666万3,000円を計上してございます。

予算規模としては、4年前を参考にコロナへの対応も考慮いたしまして増額しておりますが、財源といたしましては全額、国費が充当されるものでございます。

次に、26ページをご覧ください。

14款 国庫支出金、3項 国庫委託金、1目 総務費委託金、2節 選挙費委託金 663万円につきましては、いまご説明を申し上げました衆議院議員選挙に伴う委託金として、歳出予算と同額を計上しているところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

平野委員長 総務課所管の予算については、説明については、全部終えたんですね。

お疲れ様でした。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

新井田委員。

新井田委員 総務課、どうもご苦労様でございます。

私は、何点かお聞きしたいと思います。

まず、予算書の87ページなんですけれども、委託料でここ何年間の思いがここで記載されたような思いなんですけれども、委託料の二乃岱一時避難所設置業務委託料ということで、30万円記載されております。新年度に向けてそういう形で対応していただけるということで、大変安堵しているところでございます。

この中で、おそらく避難グッズ・防災グッズも含めて、どういう考えでおられるか。建物はプレハブ程度のものなのかなと思うんですけれども、それに伴う防災グッズ関係の考え方はどういうふうに思われているのかちょっと聞きたい。

それと、同じく防災グッズの件なんですけれども、同じく委託料の避難所看板の話が出ました。これは、昨年ですよ。泉沢の大泉寺の2階を有事の際には開放するというところで、役場との提携をされているところでございます。そういう中でいま現在、ちょっと私も記

憶忘れちゃったんですけれども、防災グッズ例えば米だとかあるいは毛布だとか、そういう部分はいくらか用意されているというふうにお聞きしていました。そういう中で、明細をいまの改善センターにあるような用意しているようなまだまだそこまでいっていないはずなので、その辺の同等になるような大泉寺に対する防災グッズの考え方。

それと、もう一つはやはり、いわゆる発電機の考え方ですよね。いま現在、改善センター1台という形ですけれども、避難所とすれば大泉寺さん、これからかかる二乃岱の地区ってということになると思うんですけれども、この発電機の考え方についてもどういう考えでいるかちょっとわかる範囲で結構でございますけれども、いまいまの段階でどういうふうに思っているか聞きたいんですけれども、よろしくをお願いします。

（「関連」と呼ぶ声あり）

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 いまの二乃岱地区の避難所の設置、プレハブってというようなことで、需用費の中で電気料掲載になっていますから、当然これプレハブには電気を引き込みするっていうふうに思っています。

それとやはり、電気ばかりでなく最低限水道もやはり引いてもらわなければならない。

あとは、電気と水道あれば生き延びられる。そういう部分でその考えは。

平野委員長 福田課長。

福田総務課長 それでは、新井田委員、竹田委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、二乃岱のこのプレハブを新設するというこの備品等の内容についてのまずお尋ねでございますが、最初に大泉寺さんのほうのお尋ねですね。

大泉寺さんにつきましては昨年、6月・7月頃に緊急の避難所としての協定を町と締結させていただきました。中も確認させていただいたところ、2階の押し入れに備蓄用の毛布、それから水、アルファ米、これが一定数備蓄していることは、確認をしております。

こちらは、指定避難所とまた別に緊急の際のということでの協定締結でございますので、適正な備蓄数がどの程度とか、どの程度の住民のかたが避難される想定かというのをそういったことも自治会さんのほうともご協力いただき、適正な数値を算定して今後、整備していきたいというふうに考えてございます。

それから、発電機の考えということでございます。大泉寺さんの発電機ということになりますと、いまは想定してございません。それで、じゃあ停電の際ということなんですが、これは持ち運び移動可能な発電機を搬入して、最低限の電源は確保するような格好を取っていきなというふうに考えてございます。

それから、竹田委員の水道・電気の考え方についてでございますが、これにつきましては、自治会さんのほうとも町政懇談会等でご要望等いただきまして、町としましてはまずは、有事の際に避難し、雨・風をしのげる設備このように考えてございまして、水道・電気を直ちに整備するということは、考えてございません。これにつきましても、このプレハブに一定程度の毛布、飲料水等の備蓄をした上で、電源等必要になった場合には、移動式の発電機を搬入して対応できるような体制をとればというふうないま現在はそういった考え方でございます。以上でございます。

平野委員長 新井田委員。

新井田委員 いま課長のほうから縷々、ご説明いただきました。

おそらく今後訓練も含めた形で、当然その辺は我が会長の判断の中で、参加している皆さんの中でおそらくそういう形になるというふうに踏んでいるんですけども、そういう中でまた不備等のこれはどうしても必要だという部分があれば、都度またそういう形で申し込みをさせていただくような形になるかと思います。それはそれでお願いしたいと思うんですけども、いま大泉寺に関わるいわゆる有事の際の電源確保のために、いわゆる持ち込みっていうちょっと表現されたんですけども、しかしながらこれ持ち込みっていうのが可能な時と可能でない時が当然考えられるので、常に我々が言うのはやはりならばじゃなくて、そうなるんだっていう課程の中で、防災に関しては考えをいただいて、いま言ったように状況によっては持ってこられない場合も当然あるわけで、ただ当然有事の際には例えば津波だとかあるいは台風の風の影響だとかいろいろあると思うんですけども、その二つに分かれた時に当然停電っていうことも考えられるわけで、改善センターのほうは何とか手当てできると。しかしながら、やはり大泉寺のほうは収容能力はあるんだけれども、そういう電源確保ができないっていうようなそういうことになりますと、どうもやはり具合が悪いと。これはもうちょっと考えを踏み込んでいただいて、何とか検討していただいて、移動式は良いんですけども、いわゆる移動式を常設できるような考えをいただけないのかなとそんなふうにいまま思ったんですけども、どうでしょうか、その辺の考え。

平野委員長 福田課長。

福田総務課長 いまの新井田委員のお尋ねでございますが、大泉寺に搬入ではなくて、発電機を備蓄していただきたいというご要望だと思います。

これにつきましては、貴重なご意見として承らせていただきまして、おっしゃるとおり災害の状況によっては、搬入ができない場合も想定されようかということは、それは承知してございます。ですので、後年度になりますけれども、防災備蓄品につきましては、財源は全て一般財源ということでございますので、これまで毎年一定程度の予算を措置しながら備蓄数量を満たせるように措置してきたところなんですけど、いまのご意見につきましても発電機の整備、これが可能かどうかというのは予算全体の中で、きちんと項目出しをして検討をさせていただきたいというふうに思いますので、ご了承をお願いします。

平野委員長 竹田委員。

竹田委員 自分は関連、二乃岱地区の避難所の関係で、電気・水道については設置をしないという。水については、備蓄の水等があるからとりあえず、ただ電気については、私は必要なのかなと思っています。ただ、いまできないとすれば、いま新井田委員の質問に答えたように、発電機どうこうじゃなくて公用車使えばいいでしょう。例えばいまないとすればプリウスだとか電気のできる、普通の例えば乗用車であればインバーター使えば電気点けられるわけだから、バッテリーから接続して。ただ、そういうものを発電機を運ばなくても公用車を持って行けば電気使えるだとか、そういう防災の仕組みっていうかそういうものをきちんとやはり体制を調えるべきだと思っています。だから今年度、カーシェアそういう車についても例えばプリウスクラスの電気も発電できるような車をレンタルして、緊急時そういうものを向けるだとか、やはりいろんな知恵を絞れば1台・2台あれば、当面どこどこカバーできるっていうような防災の体制を確立してほしいと思います。特に答弁はいらない。

平野委員長 いまの話の関連で、二乃岱の一時避難所の設置を作る経緯として、前段の説明でお話された一時避難所を記載した立派な木柱と言いますかそれを平成25年に町が設置されたんですか。そこ確認。そのようなお言葉でいまお話されたので、確認しておきます。

福田課長。

福田総務課長 この場でにわかに平成25年度の設置の状況です。私、実は承知してございません。

平野委員長 行政のよくある悪いところなんです。これ津波が来たらどうするんだっていう課題の中に二乃岱に避難しなきゃならないだろうと。そこで、施設も何もない中、標示もない中、どこを目印にどうやって避難するのということを行政もまだしっかり明確に指示もできていない中、地元の企業のかたが立派な木柱を設置してくれたんですよ。行政の考えがなかなか行動に移らない中、地元のかたがボランティアですよ、企業で。そういう経緯があって、8年経っていまようやく町は避難所プレハブという形ですけれども、8年経ってようやく形として出てきたという経緯がことしの予算なんです。一番最初の説明で、平成25年に設置しましたと。あたかも行政が設置しましたよということにこの大事な委員会の中で、町民にお世話になったことをないがしろにして、そういう説明になっているということはやはり許されないことであって、これまでも過去に同様の件あったんです。

例えば、各議員が一般質問だったり委員会で提案したことを我々がアイデアとして作りましただとか、それはいいですよ、議員ですから。ただ、一般の町民の有志、あるいは会社がやってくれたことは、しっかりと引き継いでそのようにお世話になったっていうことをこういう場で説明をするのであれば、きちんと感謝の意も込めて、間違ったことを伝えてはいけないと思ってあえてその言葉尻をちょっとあれしたんですけれども、そこ訂正してもらえませんか、あえて福田課長の口から。

福田課長。

福田総務課長 この二乃岱の木柱の件、認識不足で大変申し訳ございませんでした。

平成25年に木柱を設置してというくだりにつきましては、木柱を設置しておりますが、ここの部分につきましては、地元企業のかたに設置していただきというような文言に訂正をお願いいたします。

平野委員長 ほか質疑をお受けいたします。

吉田委員。

吉田委員 関連なんですけど、確かに水道・電気は点けないと。ただ、避難場所について一番困るのがトイレの部分。いつ何があるか、この部分もたぶんどうするのかっていうのがちょっと心配な面。男性の場合は何とかなんですけれども、女性はそうはいかないんですよ。そして、もしいま現時点で考えられるとしたら、私案ですよ。周りに数軒の家ありますよね。そこともきちんと話し合いを持って、そういう場合は貸してもらええるような体制をきちんとやったほうがいいのともう1点、プレハブ設置して防犯です。その部分がすごい心配です。中にはちゃんと入るものが入っているので、もしもの場合があると。その辺の管理、この辺もやはりきちんとしていただきたいというその辺のことをちょっと考えあるのであれば、答弁お願いします。

平野委員長 福田課長。

福田総務課長 私どもといたしましてプレハブの設置ということは想定しておりました

が、トイレにつきましては、申し訳ありませんが、想定はしてございませんでした。

吉田委員、ご提案いただきましてありがとうございます。周辺の家の方々、そのご提案、これも参考にさせていただきまして、有事の際に実際に機能できるようなプレハブの設置ということを考えていきたいというふうに思います。

それから、防犯についてですが、これはきちんと施錠管理をして、私どもだけでなく、いち早く現場に駆けつけるであろう泉沢自治会さんのほうにも鍵を預かりまして、そして有事の際に迅速な対応もできるようにというふうな対応はしたいとこのように考えてございます。よろしく願いいたします。

平野委員長 ほか。

東出委員。

東出委員 一般質問した関係ですけれども、これ今回3,500万円を目標に頑張るっていうことで、私はきょうここでどうのこうのというよりも、やはり推移をこれから1年間かけて、ずっと推移を見ていかなきゃならないですよ。上手くすれば3,500万円が5,000万円までなるかもしれない、そういう努力をしなきゃならないと思うし、それで何点かちょっとその部分では町長答弁ももらっているんですけれども、まずはおそらくこれから予想ですけども、予想というよりも条例通ってしまったんですけども、まちづくり新幹線課から未来課に変わっていくだろうと、いくんですけれども、はたして総務課がもった経緯は私にはわかりません。しかし、これ専門の係はやはり必要だろうと、場内において私は必要だろうと思っているんですよ。ということは、商品分も増やす、それからできれば漁協さんの協力も仰ぎたい、農協の協力も仰ぎたい。そうすると当然、金額的に増やしていきたいし、そうすると返礼品に関してもいろいろとシェアを広げていかなければならないという部分で、何点かこれからやらなきゃならない課題っていうのがありますよね。まずその辺の課題整理から私は入っていただきたいという部分では、経済団体さん上磯郡漁協、それから新はこだて知内基幹支店、それから農協で言えば女性部だとかいろいろありますよね。そういうところにまず自分達のこうしたいんだっていう思いを持っていかなきゃだめですよ、ただ相談に行ったらだめですよ。こういうものも欲しいんだけどどうだろう、母さん達作っている味噌もどうだろうとか、豆腐はどうかかわからないけれども、それから農家で言えばトマト・ニラ・ほうれん草とかいう作物はなかなかここに生産者おられますけれども、全部農協出荷になってしまっているんですよ。だから、そこをどうやってクリアしたらいいかとかいろんな諸課題あると思うんですよ。ですから、まずそこに取り組んでいただきたいし、それから返礼品を詰める人もいままでの前回のあれでもらった資料私あるんですけども、商工会員がほとんどなんだけれども、いち農園もありますけれども、見た限りでは商工会員さんだけにとどまるんじゃないかと、いろんな人をやはりこれからあたって、極力いっぱい物が返礼品として揃って、いっぱい寄附を募るようなそういう努力をしていただきたいということをこの予算委員会では要望して終わります。

平野委員長 担当主査の答弁よろしいでしょうか。現状の見解、課題については、いいですか。

東出委員。

東出委員 機構改革の中で、専門的にやる職員の配置を考えているのであればあるで、ないのであればないと簡潔でよろしいです。

平野委員長 副町長。

羽沢副町長 東出委員の質問にお答えいたします。

来年度予定でございますが、まずこのふるさと納税に関する事務、この所管課はまちづくり未来課で所管する予定としてございます。したいがままにして、そこにしっかりとサイトの増加ですとかメニューの充実等々先ほどおっしゃられたように、農協さん、漁協さん、農家さん、漁業者さん、それらの連携もありますので、まちづくり未来課を所管課としつつ、関係する産業経済課ですとか横の連携を図りながら事業のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

平野委員長 ほか。

廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 廣瀬です。

資料の9ページのまちづくり応援基金に関してなんですけれども、下のほうの②で「1,173万8,000円については、後年に実施予定の町長と町民のワクワクプロジェクト等に充当するため留保する」とあります。例えば何か目標設定かなんかはしているんでしょうか、お聞きしたい。

平野委員長 ことしの予算の中では計上しないで、結局来年度に繰り越してということなんですけれども、いま現在の展望としてはあるのかということ、基金の金額に関わる質問ということで、承りたいと思います。

福田課長。

福田総務課長 ふるさと納税のこの部分に関しましては、留保しているということで、充当事業については、全て今後このワクワクプロジェクト事業ですとか、新規の施策に充てていくということで、それまでの間留保することになると思います。以上です。

平野委員長 廣瀬副委員長。

廣瀬副委員長 ふるさと納税なので、その都度その都度どのくらいになるかわからないと思うんですけれども、例えばある程度の一定目標というのは立てているのかどうか。立てていないなら立てていないでよろしいです。

平野委員長 福田課長。

福田総務課長 ふるさと納税でございますので、目標額というのは設定はしてございません。ただ、これは自治体間のいまや競争になっているというのが現状でございますので、当町におきましても返礼品を精査し、また増やしてこのふるさと納税額を少しでも増やすと伸ばすという努力は続けてまいります。以上でございます。

平野委員長 目標額という言葉が適切かはわかりませんが、一応支出のほうで見込んでいる部分、それがいわゆるふるさと納税の額として、この資料にも3,500万円を見込んでいるわけじゃないですか。まずは、この金額は予算の歳入には計上しておりませんが、目標という捉え方でもいいんじゃないですか。目標設定していないとなると、じゃあ歳出のこの根拠は何なんだったことになると思うんですね。

中山主査。

中山主査 廣瀬副委員長のお尋ねですが、まず趣旨としては基金の各子育て、保健・福祉・医療、自然・環境保全等ありますが、それ以外の特になし、また町民、町長とのワクワクプロジェクト、自治体におまかせ、特になしという割合をどうやって増やしていくか、

その目標額はいくらなのかっていうご質問だと思いますので、見込みはちょっと違うんですが、いま資料10ページでお示ししましたとおり、ふるさと納税の見込額というのが3,500万円を目標として、歳出計上させていただいておりますので、この3,500万円は必ずクリアするというので、いろんな商品群の増勢などに努めてまいりたいと思います。

平野委員長 いまの最初の聞くのは、種類別での目標と言ったので、それは種類についてはそこまでの設定してませんっていう流れでしたね。結果的にはやはり総額の目標値っていうことの聞き方で3,500万円っていうのは、そのことももらいたかったっていうことですね。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時31分

再開 午後4時34分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上をもちまして、総務課の全ての予算審査を終えたいと思います。

お疲れ様でございました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時34分

再開 午後4時38分

(5) 議会事務局

(6) 監査委員事務局

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

議会事務局の予算説明に移る前に、きょうこのあとの審査を終えたあとのその他にも含めて、総括の部分も含めて、全ての次第が終わるまで、時間延長をかけたと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 よろしく願いいたします。

それでは早速、議会事務局議会費の予算説明を求めます。

加藤局長。

加藤議会事務局長 議会事務局、加藤です。よろしく願いいたします。

それでは、議会費の予算について、ご説明いたします。

予算書、41ページをお開きください。

1款・1項・1目 議会費の本年度の予算額は、4,484万2,000円で、前年度比 39万3,000円の減額となっております。

1節 報酬 2,428万円となり、議員報酬分につきましては、合計が2,202万円と昨年の予算とは変更ございません。

会計年度任用職員1名分の報酬額が若干8,000円増となりまして、226万円となっております。これにつきましては、ベースアップ分となります。

続きまして、3節 職員手当等は、議員の期末手当月数が人事院勧告により変更となった職員の期末手当支給月数にあわせまして、0.05か月分減となりまして、4.45月になったことから10万6,000円の減となりまして、939万1,000円となります。

続きまして、4節 共済費につきましては、前年度対比 35万2,000円の減額となっております。

主な減額の要因につきましては、議員共済負担金で議員共済組合から示されました共済費負担率が100分の35.4から100分の33.6に変更となったことから、減額となります。

続きまして、7節 報償費については、昨年度と同額となっております。

8節 旅費 173万5,000円で、前年度対比 5万1,000円の増額となっております。

主な要因につきましては、議員旅費、東京研修の部分増となったことからの増額となります。

続きまして、9節 交際費は、前年度と同額となっております。

10節 需用費は、前年度対比 5万2,000円の減額となっております、82万4,000円です。

主な減額の要因につきましては、印刷製本費で町政広報の時も担当が説明していましたが、印刷部数あわせまして2,500部から2,300部へ世帯数減に伴う部数変更により減額が主な要因となっております。

ほかは、実績ベースでございます。

続きまして、11節 役務費、12節 委託料は、前年度と同様となっております。

続きまして、18節 負担金補助及び交付金につきましては、前年度比 5万8,000円の増となっております。

主な増額の要因につきましては、会議負担金が5万4,000円の増額となっております。

これにつきましては、先ほど旅費でご説明したとおり、議員研修東京分の会議負担金が増となります。

引き続き、歳入のほうに移ってもよろしいでしょうか。

平野委員長 進めてください。

加藤局長。

加藤議会事務局長 それでは、予算書37ページをお開きください。

20款 諸収入、5項・1目・3節 雑入で、下から二つ目、雇用保険繰替金 32万4,000円のうち6,000円が議会分となります。以上で、議会費の説明を終わります。

引き続き、監査のほうもよろしいでしょうか。

平野委員長 説明してしまってください。

加藤監査委員事務局長。

加藤監査委員事務局長 56ページをお開きください。

それでは、監査委員費の予算について、説明いたします。

予算書、56ページです。

監査委員費につきましては、歳出のみの予算となっております。

1目 監査費、本年度につきましては110万円の予算計上でございます。

前年度より4万6,000円の減額となっております。

主な要因につきましては、8節 旅費で4万6,000円が減額となっております、これにつきましては渡島監査委員連絡協議会の研修会が令和3年度当町で開催することにより、旅費の減額に伴う対前年比の減額となっております。

歳入はありませんので、以上です。

平野委員長 説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 いま議会費の予算を見て、音響設備の委託料は議場ってなっていますよね。

これからやはりコロナ禍の中で、いろんな会議だとか議会のこういう委員会含めて、委員会室でやる場合もあるだろうけれども、ここでやる場合、この音響っていうのはなんか借りているっていう話聞いたんですけれども、やはり購入するような予算計上するべきじゃないの。例えばいま当初で間に合わないとなれば、今後次期の臨時なり定例の中で補正して、やはりこういうせつかく良い設備があるとすれば、こういう環境を作るべきだと思っておりますので、その辺はどう。きょう、行政側もいますので。

平野委員長 加藤局長。

加藤議会事務局長 いま竹田委員のご質問ですが、いま使用している音響設備については、業者のご厚意によって今回、試行的に使わせてもらっています。この音響につきましては、やはり議会だけの部屋ではございませんので、施設管理を所管としておる建設水道課との兼ね合い等もありますので、そこら辺はいま委員おっしゃるとおり良いものですので、すぐとは言いませんが、担当と相談しながらそこら辺は進めていきたいと思っております。以上です。

平野委員長 議会費については、事前に予算をどのようについでいうことで各委員が協議する場を設けているわけですから、ただ今回要望の話の時には、この器具を実際使っていなかった。いま使ってみたらやはり後考えるべきじゃないかっていう竹田委員からの思いです。今後は建設水道課との協議が事務局がやるのではなくて、我々がまた議会改革も含めて設備も含めて、話す場をもっていきましようということで、どうでしょうか竹田委員。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時47分

再開 午後4時49分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 なければ、以上をもちまして、議会事務局の議会費、及び監査費についての予算審査を終えたいと思っております。

お疲れ様でございました。

このあと総括事項のまとめや委員会報告について、皆様方の意見を聞く時間をいただき

たいと思いますので、休憩後会議をまた再開いたします。5時まで休憩といたします。

休憩 午後4時50分

再開 午後5時00分

平野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

改めまして、全ての予算審査を終えました。まず、きょう1日の予算審査の中で、町長総括に載るべき案件があったかどうか皆さんに諮りたいと思います。よろしいですか、きょうに限ってはなかったということ。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 そのように承りました。

3.総括質疑事項のまとめ

4.その他

平野委員長 それでは、きょう全ての審査を終えたので、3日間通しての総括についてを議題にしたいと思います。

初日に総括にするべきではないかという案件が1件、ありました。初日は、総括にしようということでしたが、改めてこの3日間通した中で、本日きょうこの場で総括にするかどうか改めて意見を伺いたいと思います。

吉田委員。

吉田委員 1日目の産業経済課の栗の植栽事業業務委託について、予算委員会の中では担当課の意思しかありません。それで大平の栗、古くは竹田委員に聞いたら、やはりプロセスがあり、そしてビジョンがあったと。そして、いまあいう問題で大平になるんです。いま佐女川にあそこに栗林を植栽するっていうことで、担当課からはプロセスとビジョンは聞くことできませんので、その部分は町長に総括の部分でお聞きしたいと思いますので、ぜひこれは残していただきたいと思います。

平野委員長 特に中身で議論になったのは、熊の安全対策。吉田委員からは、そのような趣旨のもと総括としてこの議題に取り組みたいということですが、ほかの委員のかたは意見ございますか。

竹田委員。

竹田委員 自分も話を聞いて、やはり寄付採納のあった土地を町民の憩いの場にしたいって、皆伐をして栗を植栽をして憩いの場にしたいって、町長の思いついていうかそれは理解する。だけれども、やはり木古内町には歴史のある大平の栗山っていう部分をそこを例えれば断念っていうかして、新たに栗を植栽するっていうビジョンっていうか、なぜ栗っていう部分がやはりストーンと落ちない部分もあるんですね。だから、最終的にいろんな議論の中で、やはり栗にしようって総意の中でまとめればそれはそれでいいのかなと思っています。発想的には素晴らしい発想、あその場所については近くにパークゴルフ場、そういう公園もあるっていうことで、環境も含めた部分では良いのかなっていう思いもこれありで、やはりその辺を少し議論したいなっていう思いはあります。

平野委員長 ほかの委員のかたは、ご意見どうでしょうか。

相澤委員。

相澤委員 相澤です。

せっかく寄附してもらったところ有効に活用しよう、それから公園化しようという趣旨は十分わかります。ただ、場所に関して考えると傾斜もきつい、下に佐女川ある。佐女川、結構な暴れ川ですよ。それらをクリアしながら公園化っていうか皆さんに楽しんでもらえるようにっていうのは、かなり難しいところあるんじゃないかなと私は思います。ならどうすればいいんだっていうようなことになれば、私もちょっと対案って出せないところなんです、その辺からもうちょっと考える余裕あってもいいんじゃないかなと私は思います。

平野委員長 ほかの委員から意見ありますか。

私委員長として一応思いとすれば、予算審査の中で各委員が質疑をし、それを担当課が答え、そこがそもそも意見として食い違うというか説明、答弁が納得しないっていう部分で終われば総括になるっていうのが流れだと私は思っているんです。その委員会の終わりとしては、特に熊の安全面の問題、いま皆さん各委員が思った部分、発言された部分は、委員会の中で深くは議論にならなかった部分だと思うんです。質問としてもほぼなかったことをまた総括する中で、聞くっていうのは本来はそぐわないことだと思うんです。ただ、栗の問題は確かに疑問点として各委員も言いました、しかしまとめて理解してもらいました、でもやっぱりっていうことで総括の話が初日にも出ましたから、私個人の意見としては一度はまとめましたが、しかしながらということでまず進めるのが大前提なのかな総括のスタートとしては。その議論がかみ合わなかった熊の安全性の部分についてのみをまずは、議論とすると。それが予算委員会の中で腑に落ちなかった部分ですから。いま言われた様々な部分は、やり取りの中で再質問という形でいろいろ思いとして出るのはやむを得ないのかなと思うんですけれども、そこが落としどころというのか妥協点というのか。

東出委員。

東出委員 ただ議論として出たし、あそこパークゴルフ場があって、いま構想として考えている栗山を含めて、あそこ4h aを将来的にどう活用していくのかというそういうビジョン的なものもあるし、ある反面、これは私の想像ですよ。想像にしかないんだけど、あそこは一つパークゴルフ、そして栗山ということで、町民にとっての一つの憩いの場なのかなと憩いの場にするのかっていう思いも私自身自分なりに想像するんだけど、やはりその辺もなんか吉田委員から出ていたのは、仮に熊が出て、そうするとあの周辺で立入禁止になっちゃって、パークゴルフ場が一週間なり10日なりの休業をやむなく出してしまうなというそういう心配事もあったのも意見に出ていたと思うので、ある意味じゃ総括の中でそういう部分では包括的に範疇広がるかもしれないけれども、行政側にすれば。範疇広がるかもしれないけれども、やはり出した以上はどういう質問内容出るかわからないけれども、そこは提出者にお任せの部分だと思うから、ちょっと広く考えていただければと吉田委員の思い。

平野委員長 吉田委員。

吉田委員 今回、総括の部分というのは、いままで委員会の中でここに町長いるじゃないですか、副町長もいたじゃないですか。ここで聞いて解決しちゃうんですよ。でも本来

であれば、町長総括ってあるんですよ。委員会というのは、担当課の中での疑問であって、そして担当課で答えられない部分ってありますよね。確かにそこを深く追求はしませんでした、私は。委員長のおっしゃるとおりです。ただ、担当課の答えられない部分を町長に問うというので、町長総括ってというのは本来あると思うんですよ、私の中には。だから、それでいままでやっちゃうとずっと町長総括ってなかったじゃないですか。どうしてもそこに町長がいて、副町長がいて、全部答えて終わってしまうというのがパターンだったんですよ。いまもう一度やはり議会の機能として、町長総括をやるという異議、それは全てが反対とか云々じゃなくて、やはり今回のやつはこの土地っていうのは、これあまり言ってしまうと町長総括にいつちゃうので言いたくないですけども、あそこは寄附された土地ですよ、畑中さんの。それを安易に栗林にしていいいのかっていうのが私にはあるんです。憩いの場でもあるし、やはり個人をたたえる意味で4haのやつをどうするのかっていうのがそこを問いたいです。

平野委員長 わかりました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後5時11分

再開 午後5時46分

平野委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま町長総括について、3日間のまとめをいたしました。初日に話したとおり、産業経済課の栗の植栽について、町長総括を行うということで、吉田委員が代表者と言うんでしょうか総括質疑をするということで取り決めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

平野委員長 それでは、その他の報告については、休憩の中で皆さんから意見をいただいたことを踏まえて、私と副委員長で皆さんに後日作ったものを流したいと思いますので、それをもとにまた意見をいただければありがたいと思います。

その他特にございませぬ。

(「なし」と呼ぶ声あり)

平野委員長 ないようですので、以上をもちまして、第4回の令和3年度予算等審査特別委員会を終えたいと思います。

長時間にわたり、大変お疲れ様でした。

説明員 鈴木町長、羽沢副町長、福田総務課長、幅崎税務課長、山下主査、吉澤主査
吉田（広）町民課長、羽澤（真）主査、佐藤（元）主査、大山（格）主査
敦澤（裕）主査、秋庭主任、吉田（宏）保健福祉課長、加藤（直）主査
佐藤（利）主査、西村主査、中村主任、福田選挙管理委員会書記長
中山主査、工藤主査、田畑主査、遠藤主事、又地議長、加藤議会事務局長
加藤監査委員事務局長、堺主査

傍聴者 なし

報道 （道新）中原支局長

予算審査等特別委員会

委員長 平野武志